

令和元年賃金構造基本統計調査

調査票 記入要領

【お知らせ】

●令和元年調査から

「個人票」

が変わりました！

・外国人労働者の「在留資格」を
調査することとしました。

賃金構造基本統計調査は国の最も重要な統計調査の1つです

厚生労働省が毎年7月に実施するこの調査は、労働者の性、年齢、学歴、職種、雇用形態などの属性別にみたわが国の賃金の実態を明らかにするための調査で、特に重要な統計調査（「基幹統計」）として法律（統計法）に基づき実施する調査です。

調査票の記入内容は統計法に基づき保護されます

統計法には、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められている一方、安心して調査に協力できるように、調査員をはじめとする調査関係者に対しては、調査で知り得た情報を漏らしてはならないことが義務付けられており、回答いただいた調査票情報は集計して統計を作成する目的のみに使用され、税金徴収や監督指導の目的で利用することはありません。



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

お問い合わせ

調査の内容、調査票の記入方法などについて、ご不明な点がありましたら、調査票の提出先（水色の封筒の表面に記載）となっている各都道府県の労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

調査票は 2 種類（いずれも複写式）、パソコンで入力できる様式もあります。 なお、**個人票（青色）は、令和元年調査より内容に変更があります！**

同封の調査票には、事業所票（緑色）と個人票（青色）の 2 種類があります。

また、手書きでなくパソコンで入力される場合は、**エクセル形式の調査票**を、厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

抽出率など一部の項目が自動入力され、記入不要の項目はグレーで表示されるなど便利な機能を追加したエクセル形式の調査票をぜひご活用ください。

（ダウンロードはこちらから）

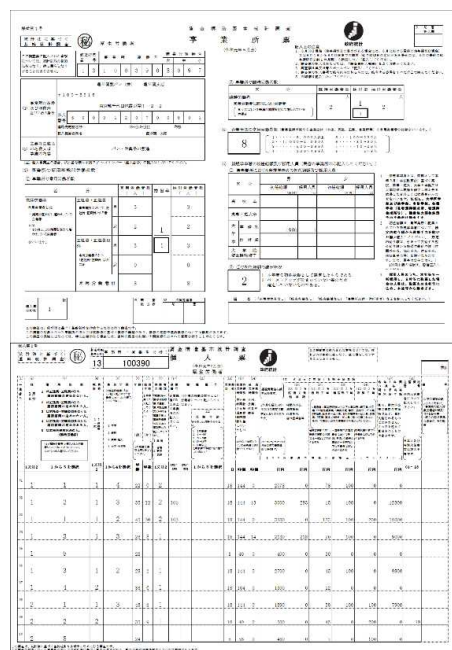
厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) のトップページ

→ 「統計情報・白書」 → 「各種統計調査」

→ 「厚生労働統計一覧」 → 「8. 賃金」

→ 「賃金構造基本統計調査」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>)



エクセル形式の調査票（イメージ）

回答は事業所単位で記入

本調査は事業所ごとに調査を行っておりますので、貴事業所のみ状況についてご回答ください。^{※1}

例えば、貴事業所が本社の場合、本社以外の支店や営業所等で勤務している者は含めず、本社のみ状況についてお答えください。

調査の対象期日、対象期間

調査票の記入は、**6月30日現在**（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在）の状況でお答えください。

また、月の実労働日数や給与額などは、**6月分^{※2}の給与として算定している1か月間の状況^{※3}**をお答えください。^{※4}

^{※1} 事業所票「(4) 企業全体の常用労働者数」は、企業全体の状況についてお答えください。

^{※2} 6月に5月分を算定して支給している場合は、7月に支給する6月分についてお答えください。

^{※3} 給与締切日の定めがある場合は、5月の最終給与締切日の翌日から6月の最終給与締切日までの1か月間を調査対象期間としてください。例えば、6月30日に最も近い給与締切日が6月20日であれば、5月21日から6月20日までを調査対象期間とします。

^{※4} 個人票「(20) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」は、調査対象期間にかかわらず原則として昨年1年間の状況についてお答えください。

目次

1	事業所票の記入の仕方	4
1-1	【事業所票（左側）】	4
	「(3) 事業所の雇用形態別労働者数」	5
1-2	【事業所票（右側）】	6
	「(4) 企業全体の常用労働者数」	7
	「(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員」	7
	「事業所票の備考欄」	8
2	抽出労働者の選び方	8
2-1	抽出労働者数	8
2-2	無作為（ランダム）な選び方の具体例	9
3	個人票の記入の仕方	10
3-1	【個人票（左側）】 (1)一連番号～(7)勤続年数	10
	「(3) 雇用形態」	11
	「(4) 就業形態」	11
	「(5) 最終学歴」	11
3-2	【個人票（中央）】 (8)労働者の種類～(14)超過実労働時間数	12
	「(8)労働者の種類」	12
	「(9)役職番号」	12
	「(10)職種番号」	12
	「(11)経験年数」	12
	「(12)実労働日数」	13
	「(13)所定内実労働時間数」	13
	「(14)超過実労働時間数」	13
3-3	【個人票（右側）】 (15)きまって支給する現金給与額～備考	14
	「(15)きまって支給する現金給与額」	14
	「(16)超過労働給与額」	15
	「(17)通勤手当、(18)精皆勤手当、(19)家族手当」	15
	「(20)昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」	15
	「(21)在留資格番号」	16
	「個人票の備考欄」	16
4	調査票の提出	16
4-1	記入後の点検	16
4-2	提出.....	17
5	各種資料	18
	資料1 労働者抽出率一覧表	18
	資料2 役職一覧と解説	21
	資料3 職種一覧と解説	23
	資料4 満年齢・勤続年数早見表	48
6	よくある質問・関係法令	49

1 事業所票の記入の仕方

1-1 【事業所票(左側)】

(事業所票・個人票共通)

配布した調査票は複写式です。

ゴム印等を使用される場合は、2枚目以降にも押印をお願いします。

黒又は青のボールペンで記入し、記入を訂正した場合でも、訂正印は不要です。

都道府県番号～産業分類番号

・宛名シートの宛名の下に印字されている12桁の文字列を転記してください。

注 事業所一連番号は毎年変わります

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号						産業分類番号			
	大	中	小	大	中	小	大	中	小	
13	1	0	0	3	9	0	E	0	9	7

(1)事業所の名称及び所在地並びに法人番号

・社名変更・移転等により、宛名の名称・所在地と異なっている場合は、事業所票右下の備考欄に「名称変更」、「所在地変更」と記入してください。

・連絡先電話番号は、記入内容の確認等で使用させていただく場合があります。

・法人番号は国税庁から指定された13桁の番号を記入してください。商業登記法に基づく会社法人等番号ではありません。

法人番号は支店や営業所ごとに指定されませんので、支店や営業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

法人番号は、個人事業主は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

事業所の名称
(1)及び所在地並びに法人番号

霞が関製パン(株) 霞が関支店

〒100-8916

支店名まで

東京都千代田区霞が関1-2-2

法人番号

連絡先電話番号(03)-(5253)-1111 番(内線7658番)

記入担当者氏名 人事給与係 霞が関 太郎

主要な生産品の名称又は事業の内容
(2)

パン・和洋菓子の製造

(注) 個人事業主の場合、法人番号は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

常用労働者の区分と抽出率は右ページを参照

区 分		常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
常用労働者 常用労働者とは ・期間を定めずに雇われている労働者 又は ・1か月以上の期間を定めて雇われている労働者をいいます。	正社員・正職員	186	1	38
	男	61		13
	正社員・正職員以外	16	5	4
	男	46	10	
	常用労働者計	309		65

(2)主要な生産品の名称又は事業の内容

・具体的に記入してください。
・鉱業・製造業であれば、主な生産品の名称も記入してください。(例)弁当の製造、コンビニエンスストア経営、不動産管理業、レストラン経営、老人介護・福祉事業等

(3)事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数
● 「常用労働者数」の欄
・それぞれの区分(正社員・正職員の別、男女別)に従って数えた人数を記入ください。
・常用労働者数の計が4人以下となる場合、又は9人以下であり、企業全体では10人以上となる場合は調査の対象となりません。提出先(水色の封筒の表面に記載)の労働局・監督署にご連絡ください。

● 「抽出労働者数」の欄
・8ページを参照し、選んだ人数(個人票に記入した人数)を記入してください。

個人票の枚数

7

枚 **個人票の枚数**
・個人票を記入後、その総枚数を記入

※ 調査担当者	※ 点検担当者
	局 署

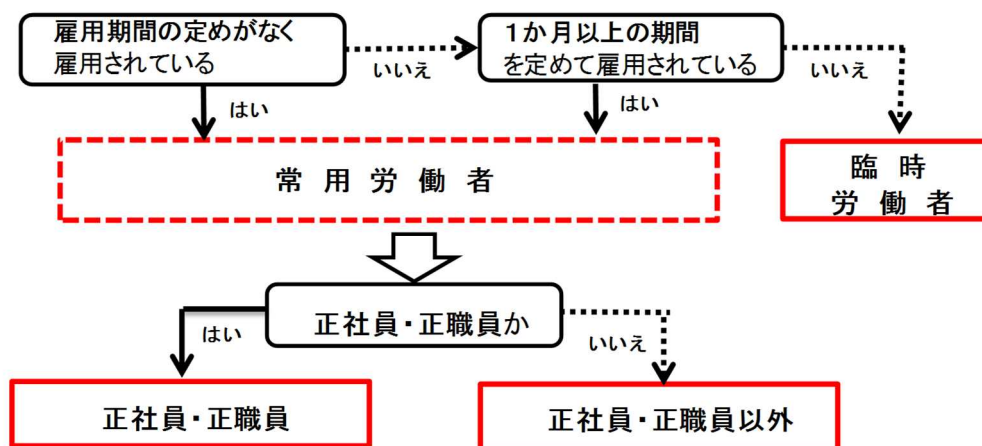
「(3) 事業所の雇用形態別労働者数」

◆ 労働者として数えない者

- 次の者は**常用労働者、臨時労働者の数には含めない**でください。
事業主、役員^{※1}（取締役、理事等）、家族従業者、海外勤務者、出向・派遣されてきた労働者（直接の雇用関係がない者）^{※2}、船員（船員法第1条の規定による）

◆ 常用労働者と臨時労働者の区分

- 正社員・正職員とそれ以外の区分については、貴事業所での身分や処遇の実態により区分してください。
- 正社員・正職員かそれ以外か区別していない者については、正社員・正職員に含めてください。



注意

パート・アルバイト・臨時職員などと呼ばれる者であっても、1か月以上の期間を定めて雇用されている者は、上図のとおり臨時労働者ではなく**常用労働者に該当するもの**としてください。

◆ 常用労働者の「抽出率」と「抽出労働者数」

事業所の「常用労働者計」と「産業分類（英数字）」により抽出率が決定され、「常用労働者数」と「抽出率」により抽出労働者数（個人票に記入が必要な人数）が決まります。

- 抽出労働者の選び方については8ページを参照してください。

常用労働者計	抽出率
5 ～ 29 人	$\frac{1}{1}$ （全員）
30 ～ 99 人	$\frac{1}{2}$ （半数の方）
100 ～ 499 人	産業分類がC（鉱業、採石業等）の場合は $\frac{1}{4}$ 、それ以外は $\frac{1}{5}$
500 人以上	18 ページ『資料 1 労働者抽出率一覧表』をご覧ください。

※1 役員、家族従業者であっても一般の従業者と同様の基準で給与が支払われている者は労働者に含めてください。ただし、その場合でも個人票に記入する金額は役員報酬を除く給与部分のみとしてください。

※2 出向されてきた労働者であっても主に賃金を支払っている場合は労働者の数に含めてください。派遣労働者は派遣元の事業所の労働者に含めてください。

◆ 臨時労働者の「抽出率」と「抽出労働者数」

事業所の「常用労働者計」により臨時労働者の抽出率が決定され、「臨時労働者数」と「抽出率」により抽出労働者数（個人票に記入が必要な人数）が決まります。ただし臨時労働者の抽出上限は250人とします。

常用労働者計	抽出率
5～9人	$\frac{1}{1}$ （全員）
10人以上	$\frac{1}{2}$ （半数の方）

1-2 【事業所票(右側)】

注 パート、アルバイト・臨時職員などと呼ばれる者であっても1か月以上の期間を定めて雇用されている者は臨時労働者には該当しません。（常用労働者に該当）

② 事業所の臨時労働者数

区 分	臨時労働者数 人	抽出率	抽出労働者数 人
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 〔日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者〕	0	$\frac{1}{2}$	0

該当する人がいない場合は「0」を記入

(4) 企業全体の常用労働者数（貴事業所が属する企業全体（本社、支社、工場、営業所等）の常用労働者の総数をいいます。）

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	300人～499人	100人～299人	30人～99人	10人～29人	5人～9人

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区 分	男				女			
	初 任 給 額			採用人員	初 任 給 額			採用人員
	万	千	百円	人	万	千	百円	人
高 校 卒								
高 専 ・ 短 大 卒					18	2	0	1
大 学 卒	事 務 系	21	1	7	2			
	技 術 系	22	5	2	1			
大 学 院 修 士 課 程 修 了								

初任給額は百円単位で記入

- 新規学卒者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校（准看護師養成所、看護師養成所等）、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
- 初任給額は、貴事業所に配属されている新規学卒者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。（所定内給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給付額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）を除いたものです。また、賞与は含みません。）100円未満の端数は、四捨五入してください。
- 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等に含め、本社等から除きます。

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

①で初任給額と採用人数を記入した場合のみ、該当する番号に○を付ける

「(4) 企業全体の常用労働者数」

貴事業所が属する**企業全体（本社、支社、工場、営業所等を含めた）**の常用労働者数に該当する番号1つに○を付けてください。

- 系列会社は含めません。
- 独立採算性をとっている事業所であっても、同一の法人又は個人経営に属していれば、同一企業とみなしてください。
- 「(3) ①事業所の常用労働者数」の常用労働者計が5~9人の場合、この欄で「8 (5~9人)」に○が付く場合のみ調査対象となりますので、この欄の「1~7」に○が付く場合（企業全体で10人以上の場合）は、恐れ入りますが提出先の労働局・監督署（水色の封筒の表面に記載）にご連絡ください。
- 市区町村の水道局等（公営事業所）の場合、当該市区町村全体の職員数でお答えください。

「(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員」

民営事業所のみ記入（公営事業所は記入の必要はありません。）

6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在）、貴事業所において本年3月卒の新規学卒者を雇用している場合、採用人数と、1人当たりの初任給額を記入してください。

「**新規学卒者**」とは、原則として**本年3月**に学校教育法に基づく高校、高専、短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。

ただし、**大学医学部、歯学部及び薬学部、専修学校^{※1}・各種学校^{※1}及び職業能力開発施設等の卒業者は除いて**ください。

「**初任給額**」は、6月分の給与（きまって支給する現金給与額）から**超過労働給与額と通勤手当を除いた額**で、賞与も除きます。

100円単位（50円未満切り捨て、50円以上切り上げ）で記入してください。

- 貴事業所で新規学卒者を雇用していなければ、記入する必要はありません。
- 新規学卒者であっても、1日の所定労働時間若しくは労働日数が一般の労働者よりも少ない者（**短時間労働者**）又は**臨時労働者は除いて**ください。
- 本社等で一括採用し、支社等に配属されている場合、一括採用分全員について記入せず、貴事業所に配属された者についてのみ記入してください。
- 6月30日現在で研修中の場合、採用人数に含めますが、研修中のため賃金額が通常と異なる場合はその旨を備考欄に記入してください。
- **大学卒技術系の対象となる新規学卒採用者**とは、大学での専攻科目にかかわらず、研究開発、システム開発、プログラム開発、建築・製品設計等に從事させることを予定して採用した者をいいます。なお、技術系に該当しない新規学卒採用者は事務系に記入してください。
- 職種の違い等により同一の学歴・性別で初任給額が異なる場合は、最も採用人数が多い職種等の初任給額を記入し、「採用人員」は同一の学歴・性別で採用した合計数を記入してください。
- 日給月給制及び日給制の場合には、6月分として算定した1か月の額を記入してください。

※1 理・美容師専門学校、経理学校、情報処理専門学校、ビジネススクール、デザイン専門学校、看護学校、自動車学校等

「事業所票の備考欄」

名称又は所在地の変更があった場合は「名称変更」又は「所在地変更」と記入するほか、初任給額及び採用人員の箇所において特異な事情等がある場合はその旨を記入してください。

また、個人票の内容において、記入内容が通常の月と比べて著しく異なる点がある場合などは、その内容の記入にもご使用ください。

2 抽出労働者の選び方

2-1 抽出労働者数

抽出労働者数（個人票に記入する労働者数）は次の方法で算出します。

- ① 常用労働者「正社員・正職員」のグループ
- ② 常用労働者「正社員・正職員以外」のグループ
- ③ 「臨時労働者」のグループ

①～③のそれぞれのグループにおいて、

$$\text{男女の合計} \times \text{抽出率} = \text{抽出労働者数(端数は切り上げ)}$$

抽出率は 18 ページ「資料 1 労働者抽出率一覧表」参照

例えば 4 ページと 6 ページの例示の場合、抽出労働者数は…

① 常用労働者「正社員・正職員」のグループ

$$247 \text{ 人 (男 186 人 + 女 61 人)} \times \frac{1}{5} \text{ (5 分の 1)} = 50 \text{ 人 (49.4 を切り上げ)}$$

② 常用労働者「正社員・正職員以外」のグループ

$$62 \text{ 人 (男 16 人 + 女 46 人)} \times \frac{1}{5} \text{ (5 分の 1)} = 13 \text{ 人 (12.4 を切り上げ)}$$

③ 臨時労働者のグループ

$$0 \text{ 人 (男女合計)} \times \frac{1}{2} \text{ (2 分の 1)} = 0 \text{ 人}$$

となります。

この抽出労働者数をもとに、**無作為（ランダム）に選んだ**抽出労働者について個人票に記入します。個人票に記入した人数を常用労働者の「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」は男女別に、「臨時労働者」はそのまま、それぞれの「抽出労働者数」の欄に記入します。

2-2 無作為(ランダム)な選び方の具体例

調査が特定の人だけに偏ると正しい統計結果が得られません。そのため、**年齢構成や男女比等が極端に偏ることのないよう、抽出労働者は無作為(ランダム)に選ぶ**ようにします。

例えば、一定の抽出間隔によって抽出労働者を選ぶ方法があり、具体的な手順は次のようになります。

- (1) ①「正社員・正職員」、②「正社員・正職員以外」、③「臨時労働者」の3つのグループに分けます。
- (2) それぞれのグループごとに、労働者を任意に並べ順番を付けます。
- (3) それぞれのグループごとに、抽出労働者のスタート番号を決めます。抽出間隔(何人ごとに抽出労働者を選ぶか)は、事業所票の抽出率によって決まります。

例えば4ページの例のように、常用労働者の抽出率が $\frac{1}{5}$ (5分の1)ならば、抽出間隔は5となります。スタート番号から数えて5人ごとの労働者を抽出労働者として選び、個人票に記入していきます。

スタート番号は抽出間隔5までの整数のうちの任意の番号ですから、さいころを振るなどの方法により無作為に決めます。ここでは、無作為に選んだ結果、「正社員・正職員」のスタート番号は5となったものとします。

同様に「正社員・正職員以外」「臨時労働者」の各グループのスタート番号を決定します。

- (4) ①～③のそれぞれのグループごとに、個人票に記入する抽出労働者を選びます。

「正社員・正職員」でスタート番号5の例

1・2・3・4・⑤・6・7・8・⑨・⑩・⑪・12・13・14・⑮・16・17・18・19・⑳・21・
22・23・24・㉕・26・・・・241・242・243・244・㉔5・246・247

・順番が5番目の人から、5人ごとに選びます。ただし、抽出率1分の1の場合を除き、選んだ人(⑩)が育児休業や、病気などにより休職中であった場合には、その前又は後ろの番号の人(⑨又は⑪の人)を抽出労働者としてください。

抽出率1分の1の場合は休職中の人そのまま抽出労働者としてください。

・この場合、245番目の人が49人目となり、「2-1 抽出労働者数」で計算した①常用労働者「正社員・正職員」グループの抽出労働者数(50人)に足りませんが、スタート番号の位置によってはこのような場合がありますので、無作為抽出の結果として選ばれた49人までを①常用労働者「正社員・正職員」グループの抽出労働者の全部として構いません。

・同様にして、「正社員・正職員以外」のグループ、「臨時労働者」のグループについても抽出労働者を選びます。

他に、エクセル等の表計算ソフトで管理している社員データから無作為に抽出する場合は、社員名のフリガナの順に並べ替えたうえで、ランダムに選んだ人から必要な人数を選んでいくという方法が考えられます。

フリガナ以外にも、結果に偏りが生じない並べ替え基準があればそれを使用して構いません。

3 個人票の記入の仕方

3-1 【個人票(左側)】 (1)一連番号～(7)勤続年数

配布された個人票が不足する場合は、調査票の提出先（水色の封筒の表面に記載）にご連絡いただくか、ホームページからダウンロードできる様式（2ページ参照）をご使用ください。

事業所票と同じ番号を個人票にも記入

事業所票							産業分類番号			
都道府県番号	事業所一連番号						大	中	小	
13	1	0	0	3	9	0	E	0	9	7

個人票

様式第2号

統計法に基づく
基幹統計調査



都道府県番号	事業所一連番号					
13	1	0	0	3	9	0

右頁説明を参照

(1)	(2)	(3)				(4)	(5)				(6)	(7)
一連番号	性	雇用形態				就業形態	最終学歴				年齢	勤続年数
		1 は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2 は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3 は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがない人。 4 は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがある人。 5 は常用労働者以外の人。					(4)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。 「5臨時労働者」に○を付けた労働者については、(1)～(3)、(6)、(10)、(12)～(16)のみ記入してください。					
		常用労働者		臨時労働者								
		正社員・正職員	正社員・正職員以外									
01	① 2 男女	① 期間の定め 無	2 期間の定め 有	3 期間の定め 無	4 期間の定め 有	① 2 一短 時 間 一般	1 ② 3 4 中 高 高短 大 学 校 専大 学院	34	12	歳	年	
02	① 2 男女	① 期間の定め 無	2 期間の定め 有	3 期間の定め 無	4 期間の定め 有	① 2 一短 時 間 一般	1 2 3 ④ 中 高 高短 大 学 校 専大 学院	38	16	歳	年	
03	① 2 男女	① 期間の定め 無	2 期間の定め 有	3 期間の定め 無	4 期間の定め 有	① 2 一短 時 間 一般	1 2 3 ④ 中 高 高短 大 学 校 専大 学院	24	2	歳	年	
04	1 ② 男女	① 期間の定め 無	2 期間の定め 有	3 期間の定め 無	4 期間の定め 有	① 2 一短 時 間 一般	1 2 ③ 4 中 高 高短 大 学 校 専大 学院	42	22	歳	年	
05	1 ② 男女	① 期間の定め 無	② 期間の定め 有	3 期間の定め 無	4 期間の定め 有	1 ② 一短 時 間 一般	1 2 3 4 中 高 高短 大 学 校 専大 学院	37	14	歳	年	

「(6)年齢」
本年6月30日現在の満年齢を記入します。
1年未満の端数は切り捨て
(例) 38歳11か月→38

「(7)勤続年数」
事業所が属する企業に雇い入れられてから本年6月30日現在までの通算勤続年数を記入します。
1年未満の端数は切り捨て
(例) 勤続0年10か月→0

●**企業合併・出向等**
企業の名義変更、分割、合併や出向等により形式的に雇用契約の解除の手続きが行われても、**実質的に同一企業に継続して勤務しているとみなせる場合は、前後の年月数を通算して勤続年数としてください。**
出向労働者の勤続年数は出向元も通算してください。

●**試用期間、見習い期間は勤続年数に含めてください。**

●**定年後の再雇用は、以前の勤続年数も通算してください。**

●**休職期間は勤続年数から除外してください。**

3 個人票の記入の仕方

※(6)年齢・(7)勤続年数の記入にあたっては、48ページ『資料4 満年齢・勤続年数早見表』参照

労働者の区分による記入が必要な項目一覧【個人票(左側)】

項目 区分※1	(1) 一連番号	(2) 性	(3) 雇用形態	(4) 就業形態	(5) 最終学歴	(6) 年齢	(7) 勤続年数
一般労働者	記入済	要	要	要	要	要	要
短時間労働者	記入済	要	要	要	不要	要	要
臨時労働者	記入済	要	要	不要	不要	要	不要

「(3) 雇用形態」

区 分	雇用期間	番 号
「正社員・正職員」	雇用期間の定め 無	1
「正社員・正職員」	雇用期間の定め 有	2
「正社員・正職員以外」	雇用期間の定め 無	3
「正社員・正職員以外」	雇用期間の定め 有	4
「臨時労働者」		5

雇用形態1～4の合計人数が、事業所票の①常用労働者数の抽出労働者数計と一致することになります。
雇用形態5の合計人数が、事業所票の②臨時労働者数の抽出労働者数と一致することになります。

- **パート、アルバイト、嘱託社員、契約社員**などの呼称にかかわらず、貴事業所での身分や処遇の実態により区分してください。
- 5の「臨時労働者」は日雇いや1か月未満の期間を定めて雇用されている者が該当します。詳しくは5ページの「常用労働者と臨時労働者の区分」をご確認ください。
- 定年までの雇用は「雇用期間の定め無」とします。

「(4) 就業形態」

「1 一般」：「2 短時間」に該当しない**通常**の所定労働時間・日数の労働者

「2 短時間」：以下の①又は②のいずれかにあてはまる労働者

①**1日の所定労働時間が**一般の労働者より**短い**

(例：通常の所定労働時間は1日8時間だが、時短勤務により1日6時間としている者)

②**1日の所定労働時間が**一般の労働者と**同じ**でも、**1週の所定労働日数**が一般の労働者より**少ない**(例：所定労働時間は通常どおり1日8時間だが、週3日勤務としている者)

注意 **パート、アルバイト、嘱託社員、契約社員**などの呼称にかかわらず、いわゆるフルタイム勤務の労働者は「1 一般」となります。

「(5) 最終学歴」

就業形態が「1 一般」である労働者のみ記入

卒業した最終学歴を記入します。中途退学者、在学中の者の学歴は最終学歴に該当しません。

- **専修学校※2・各種学校※2の卒業者の最終学歴は、次のとおりとしてください。**
 - ・ 中学を卒業してから2年又は3年の修業年限で卒業・・・「2 高校」
 - ・ 高校を卒業してから2年又は3年の修業年限で卒業・・・「3 高専・短大」
 - ・ 高校を卒業してから4年以上の修業年限で卒業・・・「4 大学・大学院」
- **旧制小学校、国民学校卒業者の最終学歴は「1 中学」としてください。また、旧制中学校卒業者は「2 高校」としてください。旧制高等学校高等科卒業者は「3 高専・短大」としてください。**
- **外国の学校卒業者など、学校名による判断が難しい場合は、通算修業年限により9年以下は「1 中学」、12年程度は「2 高校」、14年程度は「3 高専・短大」、16年以上は「4 大学・大学院」としてください。**

※1 表中の区分、『一般労働者』は(4)就業形態が「1 一般」の労働者、『短時間労働者』は(4)就業形態が「2 短時間」の労働者、『臨時労働者』は(3)雇用形態が「5 臨時労働者」の労働者を指します。

※2 7ページ脚注1参照

3-2 【個人票(中央)】 (8) 労働者の種類～(14) 超過実労働時間数

		月の合計を記入							
		▼ ▼ ▼							
(8)	(9)	(10)					(12)	(13)	(14)
労働者の種類	役職番号	職種番号					実労働日数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数
C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業、又はH481港湾運送業で事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。	企業規模100人以上の事業所のみ記入してください。	(9)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。					実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの	早出、残業、休日労働等	30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。
		(11) 経験年数 他企業での経験も含まれます。							
		1年未満の端数は切り捨ててください。							
① 2 生 管事技 産 理務術		831	1 1 年未満	2 1 ～ 4 年	3 5 ～ 9 年	④ 10 ～ 14 年	5 15 年 以上	日 時間	時間
		職種を記入した者は経験年数も記入					23	161	6
1 ② 生 管事技 産 理務術		役職者には職種を記入しない					23	161	11
1 ② 生 管事技 産 理務術	103		1 1 年未満	2 1 ～ 4 年	3 5 ～ 9 年	4 10 ～ 14 年	5 15 年 以上	23	161
1 ② 生 管事技 産 理務術		705	1 1 年未満	2 1 ～ 4 年	3 5 ～ 9 年	④ 10 ～ 14 年	5 15 年 以上	23	161
① 2 生 管事技 産 理務術			1 1 年未満	2 1 ～ 4 年	3 5 ～ 9 年	④ 10 ～ 14 年	5 15 年 以上	23	138
									0

月0時間は0を記入

「(8)労働者の種類」

産業分類が、C、D、E、又はH481で、事業所の常用労働者数が10人以上の事業所のみ記入

「1 生産」は、物の生産現場や建設作業の現場等における作業に従事する労働者が該当します。例えば、現場作業従事者、製造、検査、保全、修理作業等従事者、運搬作業等従事者が該当します。

➤ 守衛や夜警は「1 生産」とします。

「2 管理・事務・技術」は、主として生産以外の業務（管理、事務、経理、営業、人事、福利厚生、研究、SE等）に従事する労働者が該当します。

➤ 生産部門で労働する者であっても現場監督など主として監督業務に従事する者は「2 管理・事務・技術」とします。

「(9)役職番号」

企業全体の常用労働者数が100人以上の事業所のみ記入

係長以上及び生産部門において職長以上に該当する者について役職番号を記入してください。

『資料2 役職一覧と解説』（21ページ～）参照

➤ 役職該当者が一人もいなかった場合は、個人票1枚目の備考欄の上又は事業所票の備考欄に「該当役職なし」と記入してください。

「(10)職種番号」

すべての事業所が記入（「(9) 役職番号」と異なり、企業全体の常用労働者数にかかわらず、すべての事業所が対象）

役職に該当しない者について、該当する職種番号を記入します（該当する職種がなければ空欄）。

複数の職種に該当する場合は、主な職種を1つ記入してください。

『資料3 職種一覧と解説』（23ページ～）参照

- 職種は、実際に従事している仕事の内容で記入してください。資格を持っていても、資格に関わる業務に従事していなければ該当職種とみなしません。
- 調査職種に該当する抽出労働者が1人もいなかった場合は、個人票1枚目の備考欄の上又は事業所票の備考欄に「該当職種なし」と記入してください。

「(11)経験年数」

(10)職種番号を記入した者のみ記入 記入した職種の通算年数に該当する番号に○を付けます。

- 勤続年数と必ずしも一致しません。現在の職場だけでなく、他の企業・事業所においても該当職種に従事していた場合は通算（1年未満は切り捨て）します。休職期間は除き、見習期間は含めます。

労働者の区分による記入が必要な項目一覧【個人票(中央)】

項目 区分※1	(8) 労働者の種類※2	(9)※3 役職番号	(10) 職種番号	(11) 経験年数	(12) 実労働日数	(13) 所定内 実労働時間数	(14) 超過実 労働時間数
一般労働者	要	要	要	要	要	要	要
短時間労働者	要	要	要	要	要	要	要
臨時労働者	不要	不要	要	不要	要	要	要

※1 11 ページ脚注 1 参照

※2 産業分類が、C、D、E、又は H481 で、事業所の常用労働者数が 10 人以上の事業所のみ記入

※3 企業全体の常用労働者数が 100 人以上の事業所のみ記入

「(12)実労働日数」

実際に労働した 1 か月の総日数を記入します。休日労働日数を含めます。

- 実際に労働していない日は有給休暇であっても日数に含めません。
- 1 日の労働時間が 1 時間であっても、実労働日数 1 日として数えます。
- 1 日のうち何回出勤しても、その日の実労働日数は 1 日として数えます。
例えば、交替制の守衛、タクシー運転手等が、午後 10 時に出勤して翌朝午前 6 時まで勤務した場合には、実労働日数は 2 日とし、同じ日の午後 10 時に再び出勤して翌朝午前 6 時まで勤務した場合は、実労働日数は通算して 3 日としてください。

「(13)所定内実労働時間数」

就業規則等で定められた所定労働日の所定労働時間内（始業時刻～終業時刻）に、実際に労働した 1 か月の総時間数を記入します。

- この中に(14)超過実労働時間数に該当する時間は含めません。
(13)所定内実労働時間数 + (14)超過実労働時間数 = 月の総実労働時間数 となります。
- 1 日分の時間数を分単位で 1 か月分足しあげた総時間数（1 時間未満の端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨て）を記入してください。
- 休憩時間は除きます。
- 毎月、時間外手当が一律に支払われている場合、支払われている時間外手当に相当する時間以内での実際の超過労働時間数は、(13)所定内実労働時間数に含めます。
- みなし労働時間制の場合、労使協定等で定められた所定内労働時間により記入してください。

「(14)超過実労働時間数」

就業規則等で定められた所定労働日の所定労働時間内（始業時刻～終業時刻）以外及び所定休日に、実際に労働した 1 か月の総時間数（早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤した 1 か月の実労働時間数に相当）を記入します。

- 1 日分の時間数を分単位で 1 か月分足しあげた総時間数（1 時間未満の端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨て）を記入してください。超過労働時間がなかった場合は「0」を記入してください。
- 役職者の役付手当、管理職手当等で、超過実労働時間数に応じた賃金が支給されていない場合は含めません。
- 毎月、時間外手当が一律に支払われている場合、(14)超過実労働時間数と(16)超過労働給与額には含めませんが、(15)きまって支給する現金給与額には含めます。ただし、実際の超過実労働時間が支払われている時間外手当に相当する時間数を超えている場合は、超えた時間数及び超えて支給されている額をそれぞれ(14)超過実労働時間数と(16)超過労働給与額に記入します。
- みなし労働時間制の場合、労使協定等で定められた所定内労働時間以外に、超過労働時間、超過労働給与が算定されている場合は、その時間数、給与額を(14)超過実労働時間数及び(16)超過労働給与額に記入してください。
- 年俸制の場合、年俸に超過労働給与分の額が含まれている場合は、0 を記入してください。年俸部分とは別に超過実労働時間数に応じた給与額が算定され、6 月分として支払われている場合は、その時間数を記入してください。

3-3 【個人票(右側)】 (15)きまって支給する現金給与額～備考

金額はいずれも円単位ではなく百円単位で記入 (百円未満は四捨五入)
(例) 16万6千円なら (○) 1660 と な り ま す 。 (×) 166.000

1月1日 ~ 12月31日まで

1枚目

何枚目か通し番号を記入

(15) きまって支給する現金給与額					(20) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額	(21) 在留資格番号	備考
(16) (15)のうち超過労働給与額	(17) (15)のうち通勤手当	(18) (15)のうち精皆勤手当	(19) (15)のうち家族手当				
<p>超過労働給与額を含まず。</p> <p>1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものを含みます。</p> <p>ベース・アップによる5月分以前の差額追給は除きます。</p> <p>(14) 超過実労働時間数に対応する金額を記入</p>	<p>時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等</p>	<p>E製造業で事業所規模99人以下の事業所、I卸売業、小売業、K70物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、P医療、福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。</p>	<p>通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当</p>	<p>一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当</p>	<p>扶養家族を有する労働者に対し支給する手当</p>	<p>外国人労働者について記入してください。</p> <p>日本人及び特別永住者等は記入不要です。</p>	<p>以下の事項を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で記入対象労働者を識別できる番号等 ・記入内容が特異な場合の、その理由 <p>該当者が一人もいなかった場合の記載例</p> <p>該当職種なし</p>
<p>円未満の端数は四捨五入してください。</p>							
33 2 5	1 3 8				102 0 5		100227
39 5 2	3 2 2				161 4 0		100232
23 9 3	3 5 2				33 3 9		100236 深夜手当を含む
39 8 5	4 0 0				180 0 8		200002 (係長) 休日手当を含む
16 6 0	0				0	19	200007

「(15)きまって支給する現金給与額」

6月分として算定された現金給与額を、**税込み額**（手取額ではなく、所得税、社会保険料等の税金を控除する前の額）で、100円単位で記入します（50円未満切り捨て、50円以上は切り上げ）。

- 「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与をいい、**(16) 超過労働給与額や歩合給、各種手当、休業手当など労働しなくても支給される給与も含めます。**
- 遅払いなどで支払いが遅れた分であっても、6月分として算定されているものは含めてください。
- 現物支給分、役員報酬、ベースアップの差額の追給分は除きます。
- 1か月を超え**3か月以内**の期間で算定される通勤手当、生産報奨金、精皆勤手当等は、6月分として支給されるものであれば、「きまって支給する現金給与額」に支給全額を含めてください。算定期間が**3か月を超えて**支給されたもの（6か月分の通勤手当等）は含めません。
- 年俸制の場合、1か月当たりの額（年俸額÷12）を計算して記入してください。ただし、年俸部分とは別に超過実労働時間数に応じた給与額が算定され、6月分として支払われている場合は、その金額を含めてください。

労働者の区分による記入が必要な項目一覧【個人票(右側)】

項目 区分※1	(15)きまって支給 する現金給与額	(16)超過労働 給与額	(17)※2 通勤手当	(18)※2 精皆勤手当	(19)※2 家族手当	(20)昨年1年間の賞与、 期末手当等特別給与額	(21)在留 資格番号
一般労働者	要	要	要	要	要	要	要
短時間労働者	要	要	要	要	要	要	要
臨時労働者	要	要	不要	不要	不要	不要	不要

※1 11 ページ脚注 1 参照

※2 記入が必要な事業所の条件については、15 ページ「(17)通勤手当、(18)精皆勤手当、(19)家族手当」参照

「(16)超過労働給与額」

(14) 超過実労働時間数に応じて支払われた給与額（時間外勤務手当、深夜手当、休日出勤手当、宿日直等の手当も含む）を 100 円単位で記入します（50 円未満切り捨て、50 円以上は切り上げ）。

- 時間外勤務手当については、**割増分のみでなく基本給部分を含めた額を記入**してください。
通常の勤務が深夜帯の場合の深夜手当等は割増賃金部分のみを記入してください。
- **実際の時間外労働時間数に関係なく、毎月定額が支給されている場合（役付手当、管理職手当等）は除きます。**
ただし、役付手当等の名目で支給されていても、時間外労働時間数により算定されて支給されている場合は、(16) 超過労働給与額に含めます。
- 年俸制の場合、年俸（きまって支給する現金給与額に記載した額）に超過労働給与分の額が含まれている場合は、0 を記入してください。年俸部分とは別に超過実労働時間数に応じた給与額が算定され、6 月分として支払われている場合は、その金額を記入してください。

「(17)通勤手当、(18)精皆勤手当、(19)家族手当」

下表の産業分類、事業所の常用労働者計に該当する事業所のみ記入します。（記載以外の産業分類は記入不要）

産業分類	常用労働者計	常用労働者 5～29 人	常用労働者 30～99 人	常用労働者 100 人以上
E		要	要	不要
I、K70、L、M、N、P、R		要	不要	不要

- **3 か月以内**の期間で通勤手当が支給された場合は、「(17)通勤手当」にはその全額を記入してください。
算定期間が**3 か月を超えて**支給されたもの（6 か月分の通勤手当等）は含めません。

「(20)昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額」

昨年 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）に支給された賞与、期末手当（いわゆるボーナス）等の特別に支払われた給与の合計（特別給与額）を 100 円単位で記入します（50 円未満切り捨て、50 円以上は切り上げ）。月々支払われた給与は含めません。

- 同じく昨年 1 年間に支給されたものであれば、上記の特別給与額に以下のものを含めてください。
①一時的又は突発的理由により、あらかじめ定めた労働契約、就業規則等に基づかないで支給された給与（大入袋の支給等）、②労働協約又は就業規則などによりあらかじめ支給条件や算定方法を定めていても、算定期間が 3 か月を超えて支給されたもの（6 か月分の通勤手当等）、③ベースアップの差額の追給分
- 昨年 1 年間の間に転勤、出向、定年延長等による再雇用があった労働者については、転勤、出向、再雇用前に支給された特別給与額を含めます。
- **昨年 1 月 2 日以降に採用した労働者**については、以下の内容で特別給与額を記入してください。
①昨年 1 月 2 日から 7 月 1 日までに採用した労働者は、採用日から 1 年間に支給された特別給与額
②昨年 7 月 2 日以降に採用した労働者は、採用日から本年 6 月 30 日までに支給された特別給与額
- 年俸制の場合、当欄は 0 を記入してください（昨年一年間の年俸の総額を記入しない）。ただし、年俸部分とは別に特別給与額が支払われている場合は、その金額を記入してください。
- 特別給与を支給した抽出労働者が 1 人もいない場合は、個人票 1 枚目の備考欄の上又は事業所票の備考欄に「特別給与なし」と記入してください。
- 年収の合計を記入しないように注意してください。

「(21) 在留資格番号」

外国人の常用労働者※¹を雇用している場合、在留カードの「在留資格」を参照し、下表の区分に該当する在留資格※²の番号を記入します。

※¹ 「(3)雇用形態」が「臨時労働者」の者については、記入不要です。

※² 特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者は記入不要です。

01	教授	08	医療	15	技能	22	研修
02	芸術	09	研究	16	特定技能1号	23	家族滞在
03	宗教	10	教育	17	特定技能2号	24	特定活動
04	報道	11	技術・人文知識・国際業務	18	技能実習	25	永住者
05	高度専門職	12	企業内転勤	19	文化活動	26	日本人の配偶者等
06	経営・管理	13	介護	20	短期滞在	27	永住者の配偶者等
07	法律・会計業務	14	興行	21	留学	28	定住者

「個人票の備考欄」

事業所で記入対象労働者を識別できる番号（社員番号やイニシャル等）を記載してください。氏名の記入は不要です。また、記入内容（特に(12)実労働日数、(15)きまって支給する現金給与額、(20)特別給与額）が他の労働者又は通常の前月と比べて著しく異なる者がある場合に、その理由（例「欠勤のため」「賞与なし」「再雇用」「年俸制」「有給使用」等）を記入してください。

- 超過実労働時間数が「0」で、超過労働給与額がある場合は、その理由を記入してください。（例「深夜手当のみ」「30分未満」等）
- 役職又は職種に該当する抽出労働者や、特別給与を支給した抽出労働者が1人もいない場合は、その旨を1枚目の当欄の上又は事業所票の備考欄に記入してください。（例「該当役職なし」「該当職種なし」「特別給与なし」等）

4 調査票の提出

4-1 記入後の点検

調査票へのご記入ありがとうございます。

提出前に記入もれや記入誤りがないか点検をお願いします。

特に以下の点は見落としやすい箇所のため、よくご確認ください。

事業所票と個人票に共通

都道府県番号と事業所一連番号は、事業所票と個人票で同じ番号になっていますか。

- なお、事業所一連番号は毎年変わります。前回と同じ番号は使用しないでください。

事業所票の抽出労働者数と個人票に記入した人数は一致していますか。

- 性と雇用形態別の内訳が一致しているかご確認ください。

事業所票

記入した人数に、事業主、役員（取締役、理事等）、家族従業者が含まれていませんか。

- 一般の従業者と同様の基準で給与が支払われている場合を除き、上記の者を含めないようにしてください。

新規学卒者の採用人数は、会社全体の人数でなく、事業所単独の人数となっていますか。

- また、大学医学部、歯学部、薬学部、専修学校、各種学校、職業能力開発施設等の卒業者を除いていますか。

個人票

数字（番号）で回答する項目を文字で回答していませんか。

- 「(2) 性」、「(3) 雇用形態」、「(4) 就業形態」、「(5) 最終学歴」、「(8) 労働者の種類」は番号で回答する項目です。「男」、「女」、「高校卒」のような回答はせず、番号でお答えください。
- 「(11) 経験年数」は調査票に付している番号（1～5）を入力してください。（実際の年数ではありません）

「(2)性」、「(3)雇用形態」、「(6)年齢」は全員分記入されていますか。

- 上記項目は抽出労働者全員について記入が必要な必須回答項目です。
- なお、(12) 実労働日数、(13) 所定内実労働時間数、(14) 超過実労働時間数、(15) きまって支給する現金給与額、(16) 超過労働給与額の各項目も全員分記入が必要な必須回答項目です。

「(7)勤続年数」は、臨時労働者以外の全員に記入されていますか。

- 特に記入もれが多い項目です。

「(13)所定内実労働時間数」には、1 か月分の労働時間が記入されていますか。

- 1 日分ではありません。

「(15)きまって支給する現金給与額」には「(16)超過労働給与額」が含まれていますか。

- 「(15)きまって支給する現金給与額」には「(17)通勤手当」～「(19)家族手当」も含まれます。
- なお、この調査で記入する金額は円単位ではなく百円単位です。1000 は千円ではなく十万円を意味します。

「(16)超過労働給与額」は割増賃金だけでなく基本給部分も含まれていますか。

- 通常の勤務時間以外に労働した場合の残業代は基本給部分を含めた金額を記入してください。また、通常の勤務が深夜帯の場合の深夜手当等は割増賃金部分のみを記入してください。

4-2 提出

調査票の点検が済んだら、7月31日（水）までに、調査票を提出^{※1}してください。

複写式の調査票（同封の様式）の場合

- 事業所票は4枚1組、個人票は3枚1組になっています。
- うち、事業所票の4枚目、個人票の3枚目はそれぞれ「事業所控」となっていますので、切り離して貴事業所において保管してください。
- 残りの調査票（事業所票3枚、個人票2枚）を一緒に提出してください。

エクセル形式の調査票等の場合

- 厚生労働省ホームページからダウンロードしたエクセル形式の調査票をご使用の場合は、事業所票は3部、個人票は2部をA4で印刷して提出してください。
- また、特に個人票について、2アップ印刷等の縮小印刷、両面印刷は使用せず、見やすく確認しやすい調査票の提出にご協力をお願いします。

ご回答いただきありがとうございます。

^{※1} セキュリティ上の観点から、誤送信等の可能性があるメールや FAX での提出は受け付けておりません。

5 各種資料

資料 1 労働者抽出率一覧表

常用労働者の抽出率 (臨時労働者の抽出率は 20 ページ参照)

常用労働者計 499 人以下

産業分類	常用労働者計	100~ 499人	30~ 99人	10~ 29人	5~ 9人
全産業 (C 鉱業, 採石業, 砂利採取業を除く)		1/5	1/2	1/1 (全数)	1/1 (全数)
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業		1/4	1/2	1/1 (全数)	1/1 (全数)

常用労働者計 500 人以上

産業分類	常用労働者計	15,000人 以上	5,000~ 14,999人	1,000~ 4,999人	500~ 999人
C 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業		1/90	1/20	1/10	1/8
D 06~08 建設業			1/60	1/30	1/25
E 09 食料品製造業			1/40	1/20	1/20
E 10 飲料・たばこ・飼料製造業			1/40	1/20	1/20
E 11 繊維工業			1/60	1/15	1/15
E 12 木材・木製品製造業 (家具を除く)			1/20	1/20	1/15
E 13 家具・装備品製造業			1/20	1/20	1/15
E 14 パルプ・紙・紙加工品製造業			1/30	1/25	1/10
E 15 印刷・同関連業			1/30	1/15	1/10
E 16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業			1/40	1/30	1/20
E 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)			1/30	1/15	1/15
E 19 ゴム製品製造業			1/30	1/20	1/15
E 20 なめし革・同製品・毛皮製造業			1/20	1/20	1/15
E 21 窯業・土石製品製造業			1/40	1/20	1/15
E 22 鉄鋼業			1/60	1/35	1/20
E 23 非鉄金属製造業			1/30	1/20	1/15
E 24 金属製品製造業			1/40	1/20	1/20
E 25 はん用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 26 生産用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 27 業務用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			1/60	1/35	1/25
E 29 電気機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 30 情報通信機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 31 輸送用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 32 その他の製造業			1/30	1/15	1/15

産業分類	常用労働者計	15,000人以上	5,000～14,999人	1,000～4,999人	500～999人
F 33	電気業	1/90	1/80	1/40	1/15
F 34,35	ガス業、熱供給業		1/30	1/15	1/10
F 36	水道業		1/35	1/35	1/15
G 37,38	通信業、放送業		1/70	1/40	1/15
G 39,40	情報サービス業、インターネット附随サービス業		1/80	1/40	1/15
G 41	映像・音声・文字情報制作業		1/40	1/15	1/15
H 42	鉄道業		1/40	1/35	1/15
H 43	道路旅客運送業		1/40	1/40	1/20
H 44	道路貨物運送業		1/60	1/40	1/20
H 45,46	水運業、航空運輸業		1/30	1/15	1/15
H 47	倉庫業		1/40	1/20	1/15
H 48	運輸に附帯するサービス業		1/40	1/20	1/20
H 49	郵便業（信書便事業を含む）		1/70	1/40	1/15
I 50	各種商品卸売業		1/40	1/20	1/15
I 51	繊維・衣服等卸売業		1/40	1/15	1/15
I 52	飲食料品卸売業		1/40	1/25	1/15
I 53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		1/40	1/20	1/15
I 54	機械器具卸売業		1/40	1/25	1/15
I 55	その他の卸売業		1/40	1/25	1/15
I 56	各種商品小売業		1/60	1/35	1/10
I 57	織物・衣服・身の回り品小売業		1/80	1/40	1/20
I 58	飲食料品小売業		1/80	1/30	1/20
I 59	機械器具小売業		1/80	1/40	1/20
I 60,61	その他の小売業、無店舗小売業		1/80	1/40	1/20
J 62	銀行業		1/80	1/40	1/20
J 63	協同組織金融業		1/30	1/25	1/15
J 64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		1/80	1/20	1/15
J 65	金融商品取引業、商品先物取引業		1/20	1/15	1/10
J 66	補助的金融業等		1/80	1/20	1/15
J 67	保険業 （保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		1/80	1/35	1/20
K 68	不動産取引業	1/30	1/30	1/10	
K 69	不動産賃貸業・管理業	1/30	1/30	1/10	
K 70	物品賃貸業	1/30	1/30	1/10	

産業分類		常用労働者計			
		15,000人以上	5,000～14,999人	1,000～4,999人	500～999人
L 71	学術・開発研究機関	1/90	1/70	1/40	1/20
L 72,74	専門サービス業（他に分類されないもの）、 技術サービス業（他に分類されないもの）		1/40	1/30	1/25
L 73	広告業		1/20	1/20	1/15
M 75	宿泊業		1/20	1/20	1/10
M 76	飲食店		1/30	1/30	1/15
M 77	持ち帰り・配達飲食サービス業		1/80	1/30	1/20
N 78	洗濯・理容・美容・浴場業		1/40	1/40	1/10
N 79	その他の生活関連サービス業		1/80	1/40	1/15
N 80	娯楽業		1/40	1/15	1/15
O 81	学校教育		1/60	1/15	1/15
O 82	その他の教育，学習支援業		1/60	1/30	1/25
P 83	医療業		1/60	1/25	1/15
P 84,85	保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業		1/40	1/20	1/10
Q 86	郵便局		1/80	1/40	1/25
Q 87	協同組合（他に分類されないもの）		1/80	1/15	1/15
R 88	廃棄物処理業		1/80	1/40	1/25
R 89	自動車整備業		1/30	1/30	1/10
R 90	機械等修理業（別掲を除く）		1/30	1/30	1/25
R 91,92	職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業		1/60	1/25	1/25
R 93～95	政治・経済・文化団体、宗教、 その他のサービス業		1/70	1/40	1/20

臨時労働者の抽出率

産業分類	常用労働者計	
	10人以上	5～9人
全産業	1/2	1/1 (全数)

◆ 1 役職一覧

対象:事業所票(4)企業全体の常用労働者数が100人以上の事業所のみ記入

役職番号	役職名	解説頁
101	部長級	(21)
102	課長級	
103	係長級	(22)

役職番号	役職名	解説頁
104	職長級(※)	(22)
105	その他役職	

※「104 職長級」については、産業分類の大分類が C(鉱業、採石業、砂利採取業)、D(建設業)、E(製造業)の事業所のみ記入 (C、D、E 以外で「104 職長級」相当の者は「105 その他役職」としてください。)

◆ 2 役職解説

101 部長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各部(局)長

×(含まれない役職) 部(局)長を兼ねない取締役、部(局)長代理、同補佐、部(局)次長

仕事の概要

いわゆる部(局)長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 「部長級」とは、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のもの長をいう。
- 同一事業所において、部(局)長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「部長級」に含む。ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」等と呼ばれている者は「部長級」としない。

- 取締役、理事等であっても、一定の仕事に従事し、一般の職員と同じような給与を受けている者であって、かつ、部(局)長を兼ねている場合には、「部長級」に含め、部(局)長を兼ねていない場合には「部長級」としない。

102 課長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各課長

×(含まれない役職) 課長代理、同補佐、課次長

仕事の概要

いわゆる課長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 「課長級」とは、事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの長をいう。
- 同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「課長級」に含む。ただし、通常「課長代理」、「係長」等と呼ばれている者は「課長級」としない。

103 係長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各係長

×(含まれない役職) 課長代理、組長、伍長

仕事の概要

いわゆる係長で、営業、会計、調査等の事務的な業務の企画、立案、実施や技術面の業務、企画、設計、工程の技術的管理、維持、指導又は研究等において係員を指揮、監督する仕事に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ここで「係長級」とは、構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれている者をいう。
- 2) 同一事業所において、係長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「係長級」に含む。
- 3) 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業において「係長」と呼ばれている者であって、その職務の内容及び責任の程度から、「職長級」(「職長級」の説明事項に該当するとみられる者)は、「係長級」としない。

104 職長級

C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業のみ記入

○(含まれる役職) 職長、組長、班長、伍長、組頭

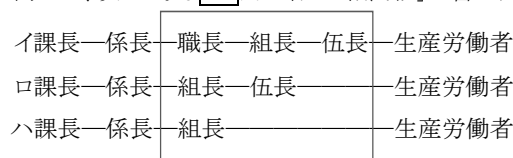
仕事の概要

鉱物の採集、土木・建設の作業、各種製品の製造等の現場、工程で図面、仕様書の点検、仕事の手順、仕方、割当等の決定、仕事の進行状況の監督等を通じて、担当の仕事が円滑に進行するよう生産労働者を指揮、監督する者をいう。

説明事項

- 1) 名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団(集団の大きさは問わない。)の長として集団内の指揮、監督に当たる者をいう。このようにいくつかの集団の長を統括的に指揮、監督する者も「職長級」に含む。
- 2) 専ら、集団内の指揮、監督をする者ばかりでなく、指揮、監督のかたわら、集団内の生産労働者と同一の作業に従事する者も、「職長級」に含む。

3) 例えば、次のような□内の者が「職長級」に含まれる。



105 その他役職

○(含まれる役職) 上記 101～104 に該当しない各役職、部(局)長代理、同補佐、部(局)次長、課長代理、同補佐、課次長等、調査役等のスタッフ、支社長、支店長、工場長、営業所長、出張所長、病院長、学校長等

仕事の概要

管理・事務・技術部門における係長及び生産部門における職長以上の職務に従事する者で、上記の「101 部長級」、「102 課長級」、「103 係長級」、「104 職長級」のいずれにも含まれない役職をいう。

資料3 職種一覧と解説

◆ 1 職種一覧

対象：すべての事業所が記入

※事務や営業は該当する職種番号がありません。該当する職種がない労働者は空欄で構いません。
 ※複数の職種に該当する場合は、主な職種を1つ記入してください。

専門的・技術的関連職業従事者

職種番号	職種名	解説頁
201	自然科学系研究者	(25)
202	化学分析員	
203	技術士	
204	一級建築士	
205	測量技術者	
206	システム・エンジニア	
207	プログラマー	(26)
208	医師	
209	歯科医師	
210	獣医師	
211	薬剤師	
212	看護師	(27)
213	准看護師	
214	看護補助者	
215	診療放射線・診療エックス線技師	
216	臨床検査技師	
217	理学療法士、作業療法士	
218	歯科衛生士	(28)
219	歯科技工士	

職種番号	職種名	解説頁
220	栄養士	(28)
221	保育士(保母・保父)	
222	介護支援専門員(ケアマネージャー)	
223	ホームヘルパー	
224	福祉施設介護員	(29)
225	弁護士	
226	公認会計士、税理士	
227	社会保険労務士	
228	不動産鑑定士	
229	幼稚園教諭	
230	高等学校教員	(30)
231	大学教授	
232	大学准教授	
233	大学講師	
234	各種学校・専修学校教員	
235	個人教師、塾・予備校講師	(31)
236	記者	
237	デザイナー	

事務関連従事者

職種番号	職種名	解説頁
301	ワープロ・オペレーター	(31)
302	キーパンチャー	

職種番号	職種名	解説頁
303	電子計算機オペレーター	(31)

販売関連従事者

職種番号	職種名	解説頁
401	百貨店店員	(32)
402	販売店員(百貨店店員を除く。)	
403	スーパー店チェッカー	

職種番号	職種名	解説頁
404	自動車外交販売員	(32)
405	家庭用品外交販売員	
406	保険外交員	(33)

サービス関連職業従事者

職種番号	職種名	解説頁
501	理容・美容師	(33)
502	洗たく工	
503	調理士	

職種番号	職種名	解説頁
504	調理士見習	(33)
505	給仕従事者	(34)
506	娯楽接客員	

保安関連職業従事者

職種番号	職種名	解説頁
601	警備員	(34)

職種番号	職種名	解説頁
602	守衛	(34)

運輸・通信関連職業従事者

職種番号	職種名	解説頁
701	電車運転士	(34)
702	電車車掌	(35)
703	旅客掛	
704	自家用乗用自動車運転者	
705	自家用貨物自動車運転者	
706	タクシー運転者	

職種番号	職種名	解説頁
707	営業用バス運転者	(35)
708	営業用大型貨物自動車運転者	
709	営業用普通・小型貨物自動車運転者	(36)
710	航空機操縦士	
711	航空機客室乗務員	

生産工程・労務関連作業

職種番号	職種名	解説頁
801	製鋼工	(36)
802	非鉄金属精錬工	
803	鋳物工	
804	型鍛造工	(37)
805	鉄鋼熱処理工	
806	圧延伸張工	
807	金属検査工	
808	一般化学工	
809	化繊紡糸工	(38)
810	ガラス製品工	
811	陶磁器工	
812	旋盤工	
813	フライス盤工	
814	金属プレス工	
815	鉄工	(39)
816	板金工	
817	電気めっき工	
818	バフ研磨工	
819	仕上工	(40)
820	溶接工	
821	機械組立工	
822	機械検査工	
823	機械修理工	
824	重電機器組立工	
825	通信機器組立工	(41)
826	半導体チップ製造工	
827	プリント配線工	
828	軽電機器検査工	
829	自動車組立工	
830	自動車整備工	(42)
831	パン・洋生菓子製造工	
832	精紡工	

職種番号	職種名	解説頁
833	織布工	(42)
834	洋裁工	
835	ミシン縫製工	
836	製材工	(43)
837	木型工	
838	家具工	
839	建具製造工	
840	製紙工	
841	紙器工	(44)
842	プロセス製版工	
843	オフセット印刷工	
844	合成樹脂製品成形工	
845	金属・建築塗装工	
846	機械製図工	(45)
847	ボイラー工	
848	クレーン運転工	
849	建設機械運転工	
850	玉掛け作業員	
851	発電・変電工	(46)
852	電気工	
853	掘削・発破工	
854	型枠大工	
855	とび工	
856	鉄筋工	
857	大工	
858	左官	
859	配管工	(47)
860	はつり工	
861	土工	
862	港湾荷役作業員	
863	ビル清掃員	
864	用務員	

◆ 2 職種解説

(注) × (含まれない職種)として例示されているもので () 内に番号が記入してあるものは、その番号の職種として扱われることを示します。

専門的・技術的関連職業従事者

201 自然科学系研究者

○(含まれる職種) 食品化学研究員、電気工学研究員、農学研究員、医学研究員、薬学研究員

×(含まれない職種) 化粧品製造技術者、大学付属研究所教授、試験工(202)、化学分析員(202)

仕事の概要

研究所、研究室などの研究施設において、専ら理学、工学、農学、医学、薬学など自然科学に関する基礎的・理論的研究、試験、検定、分析、鑑定、調査などの専門的、科学的な業務に従事する者をいう。

除外

- 1) 大学の研究室で講義のかたわら研究、試験、調査などの仕事に従事している者
- 2) 専門的・科学的知識と手段を生産に応用する業務に従事する者

202 化学分析員

○(含まれる職種) 分析工、試験工

仕事の概要

無機化合物及び有機化合物の定性分析、定量分析、容量分析、機器分析等の化学分析の仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 金属材料の引張試験、組織顕微鏡試験などの仕事に従事する者
- 2) 専ら、分析用器材の製作、補修の仕事に従事する者

203 技術士

○(含まれる職種) 機械技術士、船舶技術士、航空機技術士、電気技術士、化学技術士、資源工学技術士、建設技術士、経営工学技術士

×(含まれない職種) 技術士補

仕事の概要

科学技術に関する高度の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価、又は、これらに関する指導の業務を行う者をいう。

説明事項

技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に基づく技術士の資格を有し、文部科学大臣の登録を受けた者をいう。

機械・船舶・海洋・航空・宇宙、電気電子、化学、繊維、金属、資源工学、建設、上下水道、衛生工学、農業、森林、水産、経営工学、情報工学、応用理学、生物工学、環境、原子力・放射線、総合技術監理の 21 の技術部門からなる。

204 一級建築士

○(含まれる職種) 建築士法にいう一級建築士

×(含まれない職種) 二級建築士、木造建築士、建築技術士、土地家屋調査士

仕事の概要

一級建築士の資格を有し、住宅その他の建築物の建設、改修、維持に関する計画、設計、技術指導、施工管理、検査などの技術的な業務に従事する者をいう。

説明事項

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に定める一級建築士免許を有する者で、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務に従事している者をいう。

除外

一級建築士の免許を有していても、管理的業務等上記以外の業務に専ら従事する者

205 測量技術者

○(含まれる職種) 測量士、測量士補、森林測量技術者、道路測量士、鉱山測量技術者、水路測量技術者、港湾測量技術者、方位測定技術員、航空写真測量技術者、地図測量士

×(含まれない職種) 土木技術者、土地家屋調査士、測量作業業者

仕事の概要

土地・水路・森林・鉱山・港湾・航空写真等の測量に関する計画、機械の調節、作業の実施、指導など、及び、測量に関する成果・資料のとりまとめなどの技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)に基づく測量士又は測量士補の免許を有している者であるか否かを問わない。

206 システム・エンジニア

○(含まれる職種) システム・プランナー、システム・アナリスト

×(含まれない職種) プログラマー(207)、電子計算機オペレーター(303)

仕事の概要

電子計算機の規模能力を考慮の上、業務を総合的に分析し、より効果的に計算機を利用できるよう、業務をシステ

ム化するための設計をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

対象業務の目的、狙い等全体的な検討、分析から、システムの図形化、インプット、アウトプット、ファイルの内容・形式の立案等、プログラミングの前提となる部分を担当する。

したがって、知識技能は、プログラマーよりも高度なものを必要とする。

207 プログラマー

×(含まれない職種) システム・エンジニア(206)、電子計算機オペレーター(303)

仕事の概要

主としてシステム・エンジニアによって作成されたデータ処理のシステムを検討して、電子計算機に行わせるプログラムを作成し、操作手順書を作る仕事に従事する者をいう。

説明事項

電子計算機を利用する流れ図を作成し、プログラム言語を用いて、計算機に利用出来るように流れ図を指令コードに翻訳してプログラムを作成する。時には、簡単な業務の分析を行ったり、自ら、オペレーターの作業に従事することもある。専ら、コーディングのみを行う者も、プログラマーに含む。

除外

- 1) 専ら、電子計算機の操作に従事する者
- 2) 専ら、電子計算機を利用できる業務の分析等の仕事に従事する者

208 医師

○(含まれる職種) 医師法による医師

×(含まれない職種) 医学教育者、医学研究者、歯科医師法による歯科医師(209)

仕事の概要

身体各部の疾患、機能障害の診断、治療、手術、健康相談指導及び伝染病予防等公衆衛生上必要な医学的処置を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 2 条により、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医療業務に従事している者をいう。

除外

- 1) 専ら、医学的な検定、検査、診療に伴う病理、細菌に関する業務に従事する者
- 2) 専ら、臨床以外の医学教育又は研究に従事する者
- 3) 専ら、保健衛生行政の業務に従事している者

209 歯科医師

○(含まれる職種) 歯科医師法による歯科医師、歯科医院

長、歯科診療所長(歯科医師)

×(含まれない職種) 歯科衛生士(218)、歯科技工士(219)、歯科大学教授(231)

仕事の概要

歯科医師の免許を有し、歯牙とその周辺組織、及び、口腔に生ずるすべての疾患について診断、治療、予防指導などの専門的、技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 2 条により、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、歯科医療業務に従事する者をいう。

歯科医師の免許を有する歯科診療所長も含まれる。

除外

大学の教授、准教授、又は、講師であって、大学付属の病院などで、学生、研究生に対して教育を行うとともに、診断、治療などの仕事に従事する者

210 獣医師

○(含まれる職種) 獣医師法による獣医師、家畜診療所長(獣医師)、と畜検査員、犬猫病院長(獣医師)、家畜検疫官

×(含まれない職種) 畜産技術者、装てい師、獣医科大学教授(231)、食品衛生監視員、環境衛生監視官、検疫技術者

仕事の概要

獣医師の免許を有し、家畜、家さん、愛がん動物などの診療、動物及び畜産物の検疫などの専門的、技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 3 条により、獣医師国家試験に合格し、農林水産大臣の免許を受けた者で、獣医師に従事する者をいう。

獣医師の免許を有する家畜診療所長、及び、動物畜産物の病原の有無について検査し、と殺処分、消毒などの取締の業務に従事する者も含まれる。

除外

- 1) 研究施設において、獣医学的知識に基づいて、動物用医薬品に関する試験、研究の専門的、科学的な業務に従事する者
- 2) 家畜の診療、動物又は、畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助業務に従事する者
- 3) 削てい、装ていの業務に従事する者

211 薬剤師

○(含まれる職種) 薬剤師法による薬剤師

×(含まれない職種) 薬学教育者、薬学研究者

仕事の概要

主として医薬品の調製、鑑定、保存、調剤等に関する専

門的、技術的な業務に従事する者をいう。

説明事項

薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 2 条及び第 3 条により、薬剤師として厚生労働大臣の免許を受けた者で、薬事の業務に従事している者をいう。

除外

- 1) 専ら、薬学的な試験、検定、研究に従事する者
- 2) 専ら、医薬品の製造、管理に従事する者

212 看護師

○(含まれる職種) 保健師助産師看護師法による看護師
×(含まれない職種) 准看護師(213)、看護補助者(214)、見習看護師、付添人、家政婦、保健師、助産師

仕事の概要

傷病者又は妊産婦に対する療養上の世話又は診療上の補助の仕事に従事する者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 7 条及び同法附則第 53 条により、厚生労働大臣又は都道府県知事の免許を受け、療養上の世話、診療の補助の仕事に従事している者をいう。

除外

医師、看護師等の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事する者(看護補助者)

213 准看護師

×(含まれない職種) 看護師(212)、看護補助者(214)、付添人、家政婦

仕事の概要

医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者又は妊産婦に対する療養上の世話又は診療の補助の仕事に従事する者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 8 条により、准看護師として都道府県知事の免許を受け、療養上の世話、診療の補助の仕事に従事している者をいう。

除外

- 1) 保健師助産師看護師法による免許を有しない者
- 2) 医師、看護師等の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事している者(看護補助者)

214 看護補助者

×(含まれない職種) 看護師(212)、准看護師(213)、付添人、家政婦

仕事の概要

医師、看護師の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事している者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法による免許を有しない者をいう。

215 診療放射線・診療エックス線技師

○(含まれる職種) 診療放射線技師、診療エックス線技師

仕事の概要

医師又は歯科医師の指示を受けて、放射線、エックス線を人体に対して照射(撮影を含む)し、照射録を作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 3 条及び同法附則第 9 項により、診療放射線技師として、厚生労働大臣の免許を受けた者及び診療エックス線技師として、都道府県知事の免許を受けた者で、放射線(診療エックス線技師にあつては、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線)を人体に照射する業務に従事する者をいう。

216 臨床検査技師

○(含まれる職種) 臨床検査技師

×(含まれない職種) 衛生検査技師

仕事の概要

医師の指導、監督のもとに、病院、診療所で、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び心電図検査、脳波検査、超音波検査等の生理学的検査を行う者をいう。

説明事項

臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 3 条により、厚生労働大臣の免許を受け、上記の仕事に従事する者をいう。

除外

衛生検査技師

217 理学療法士、作業療法士

×(含まれない職種) 視能訓練士、リハビリ技術者

仕事の概要

医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主として基本的動作能力を回復させるため、治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激・マッサージ・温熱その他の物理的手段による療法を専門的に行う仕事に従事する者、又は、医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主として応用動作能力又は社会的適応能力を回復させるため、手芸・工芸その他の作業を行わせるなど作業療法を専門的に行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)による国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう(PT(PhysicalTherapist(理学療法士)の略)、OT(OccupationalTherapist(作業療法士)の略)と呼ばれる。)

除外

主としてマッサージ等の仕事に従事する者、聴能訓練、言語治療、視能訓練等のリハビリテーションなどの仕事に従事する者

218 歯科衛生士

○(含まれる職種) 歯科衛生士法にいう歯科衛生士

×(含まれない職種) 歯科技工士(219)

仕事の概要

歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)に定める歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の指導の下に歯牙及び口腔の疾患の予防処置に関する仕事に従事する者をいう。

除外

歯科衛生士の免許を有していても、経理事務等上記以外の業務に専ら従事する者

219 歯科技工士

○(含まれる職種) 歯科技工士法にいう歯科技工士

×(含まれない職種) 歯科衛生士(218)

仕事の概要

歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)に定める歯科技工士の免許を有し、歯科医師の指示の下に歯科医療用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の作成、修理又は加工の作業に従事する者をいう。

除外

歯科技工士の免許を有していても、経理事務等上記以外の業務に専ら従事する者

220 栄養士

○(含まれる職種) 栄養士法による栄養士及び管理栄養士

×(含まれない職種) 調理士(503)、食品衛生監視員、食品衛生管理者

仕事の概要

献立の作成、栄養価の計算、特別治療食の調理、その他これに伴う食餌相談、嗜好調査、栄養摂取状況調査、栄養指導などの仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、飲食店、料亭、旅館、ホテル等において旅客又は従業員の食事の調理にのみ従事する者

221 保育士(保母・保父)

○(含まれる職種) 児童福祉法による保育士、国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士

×(含まれない職種) 寮母

仕事の概要

保育所、母子生活支援施設(保育室のある母子生活支援施設に限る。)、知的障害児施設、知的障害児通園施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び児童養護施設等において、本務として在職し、児童の保育に従事する者をいう。

説明事項

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)又は国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)により、都道府県知事の登録を受け、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

222 介護支援専門員(ケアマネージャー)

仕事の概要

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による厚生労働省令で定められた実務経験を有し、同省令に基づき都道府県知事が行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、かつ、同知事が行う「介護支援専門員実務研修」を修了して、「介護支援専門員資格登録簿」への登録および、期間の有効な「介護支援専門員証」の交付を受けた者で、専ら上記の業務に従事する者をいう。

除外

上記法律・省令による課程を修了し、都道府県知事による登録および期間の有効な「介護支援専門員証」の交付を受けた者であっても、専ら上記以外の業務に従事している者

223 ホームヘルパー

○(含まれる職種) ホームヘルパー、訪問介護員

×(含まれない職種) 家政婦(父)、お手伝い、家事手伝い、ベビーシッター

仕事の概要

在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者の居宅を訪問し、その者に対する入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な

便宜を供与する仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)による介護福祉士の資格をもっている者で、ホームヘルパーの仕事に従事している者も含まれる。

除外

個人の家庭又は個人などの求めに直接応じて調理、洗濯、掃除、介護を要する者に対する入浴・食事等の世話などの仕事に従事する者

224 福祉施設介護員

○(含まれる職種) 寮母・寮父、介護(職員)、介護福祉士
×(含まれない職種) 園長、施設長、ホーム長、ホーム管理人、保育士(221)

仕事の概要

児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、入所者の身近な存在として、日常生活の身の回りの世話や介助・介護の仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)による介護福祉士の資格を持っている者で、各種福祉施設で寮母・寮父としての仕事に従事している者も含まれる。

除外

- 1) 各施設の園長、施設長、ホーム長、ホーム管理人などで、管理的業務に従事する者
- 2) 各種の施設において、専ら食事を作ったり、洗濯、掃除などの仕事に従事している者

225 弁護士

○(含まれる職種) 弁護士法による弁護士
×(含まれない職種) 公証人、司法修習生、弁理士

仕事の概要

当事者その他関係人の依頼、又は、官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件、訴願、審査の請求、異議の申立てなど行政庁に対する不服申立て事件に関する行為その他一般の法律事務を行う者をいう。

説明事項

弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく弁護士の資格を有し、日本弁護士連合会の登録を受けた者をいう。

226 公認会計士、税理士

○(含まれる職種) 公認会計士法による公認会計士、税理士法による税理士
×(含まれない職種) 会計事務員、行政書士、弁理士、会計士補、会計士見習

仕事の概要

他人の求めに応じて財務書類の監査又は証明、財務資料の調整、財務に関する調査若しくは立案、財務に関する相談などの仕事に従事する者、及び、他人の求めに応じて租税に関する申告、申請、再調査若しくは審査の請求又は異議の申立て、過誤納税金の還付請求などについての代理、税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事する者をいう。

説明事項

公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)に基づく公認会計士の資格を有し、日本公認会計士協会の登録を受けた者、又は、税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)に基づく税理士の資格を有し、日本税理士会連合会の登録を受けた者をいう。

227 社会保険労務士

○(含まれる職種) 社会保険労務士法による社会保険労務士
×(含まれない職種) 中小企業診断士、経営コンサルタント

仕事の概要

中小企業の経営者や年金受給者の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続きの代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会保険労務士法(昭和 43 年法律第 89 号)に基づく社会保険労務士の資格を有し、全国社会保険労務士会連合会の登録を受けた者をいう。

228 不動産鑑定士

○(含まれる職種) 不動産鑑定士

仕事の概要

土地若しくは建物、又は、これらに関する所有権以外の経済価値を判定し、その結果を価値に表示する業務を行う者をいう。

説明事項

不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)に基づき、国土交通大臣の登録を受け、不動産鑑定士の名称を用いて不動産鑑定業者の業務に関し、不動産の鑑定評価を行う者をいう。

229 幼稚園教諭

×(含まれない職種) 助教諭、養護教諭、養護助教諭

仕事の概要

幼稚園等において幼児の保育及び教育に従事する者をいう。

説明事項

幼稚園教諭の 1 種又は 2 種の普通免許状を有する者で、幼稚園教諭として幼児の教育に従事している者をいう。

230 高等学校教員

○(含まれる職種) 高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭

×(含まれない職種) 高校溶接実習助手

仕事の概要

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)にいう高等学校において、生徒の高等普通教育、専門教育、養護及び栄養指導・管理の業務に従事する者をいう。

説明事項

高等学校教諭の専修又は 1 種、養護教諭の専修、1 種又は 2 種の普通免許、栄養教諭の専修、1 種又は 2 種の普通免許を有する者で、高等学校において生徒の教育、養護、栄養指導・管理の業務に従事している者をいう。

除外

上記の免許を有していても、専ら実技の指導、実験、実習の補助的な仕事に従事する者

231 大学教授

○(含まれる職種) 大学教授、短期大学教授

×(含まれない職種) 大学理事、大学准教授(232)

仕事の概要

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)にいう大学(大学院を含む。)、短期大学において、教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授する者をいう。

説明事項

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する教授、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに研究、診断、治療などの業務に従事する教授も含まれる。

除外

- 1) 大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者
- 2) たとえ教授であっても学長、学部長等の管理的業務に従事する者

232 大学准教授

○(含まれる職種) 大学准教授、短期大学准教授

×(含まれない職種) 大学理事、大学教授(231)

仕事の概要

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)にいう大学(大学院を含む。)、短期大学において、准教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授する者をいう。

説明事項

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する准教授、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに研究、診断、治療などの業務に従事する准教授も含まれる。

除外

大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者

233 大学講師

○(含まれる職種) 大学講師、短期大学講師、非常勤講師、非常勤短期大学講師

×(含まれない職種) 大学理事、大学教授(231)、大学准教授(232)

仕事の概要

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)にいう大学(大学院を含む。)、短期大学において、学生に専門の学芸を教授する者をいう。但し、教授、准教授の地位にある者を除く。

説明事項

常勤、非常勤を問わず、大学講師の業務に従事する者をいう。

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する講師、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学の付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに、研究、診療、治療などの業務に従事する講師も含まれる。

除外

大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者

234 各種学校・専修学校教員

○(含まれる職種) 各種学校教員、専修学校教員

仕事の概要

各種学校及び専修学校において、学生、生徒に対する各種教科、実技などの教育に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう専修学校、各種学校とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 124 条に定める専修学校、同第 134 条に定める各種学校をいう。

235 個人教師、塾・予備校講師

○(含まれる職種) 英語教室教師、学習塾教師、進学塾講師(各種学校でないもの)、予備校講師(各種学校でないもの)

の)、家庭教師、音楽教室教師、義太夫師匠、社交ダンス教師、茶道教授、英会話教室教師、柔道師範、体操クラブコーチ、エアロビクスインストラクター

×(含まれない職種) 各種学校教師(234)、高等学校音楽教師(230)、ピアニスト(個人に教授していない者)、日本舞踊家(個人に教授していない者)、柔道整復師

仕事の概要

学校教育の補習のための個人指導に従事する者、個人教授所などにおいて、楽器の演奏、声楽、舞踊、茶道、生花、書道、囲碁、マージャンなどの個人教授に従事する者、興行的でない運動競技の個人教授、個人指導に従事する者をいう。

説明事項

小唄、浄瑠璃、踊りの師匠、武道の師範も含まれる。

除外

専修学校、各種学校において、学校教育の補習のために従事する者

236 記者

○(含まれる職種) 新聞記者、放送記者

×(含まれない職種) 雑誌・書籍の編集者、論説員

仕事の概要

新聞社、通信社、雑誌社、放送会社等において政治、経済、社会、スポーツ、文化等の担当分野について、観察、インタビューなどにより、ニュース価値のある出来事に関する事実を収集し、ニュース記事、解説記事、観測記事などを執筆する者、取材記者が取材したニュース原稿を取捨選択し、紙面構成を行う仕事に従事する者又は記事の校閲に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、社説又は論説として、新聞紙面に掲載する論文の原稿を作成する者
- 2) 専ら、雑誌、書籍の企画を出し、執筆者に原稿を依頼する仕事に従事する者

237 デザイナー

○(含まれる職種) デザイナー、服飾デザイナー、商業デザイナー、インテリアデザイナー、ディスプレイデザイナー、テキスタイルデザイナー、ファッションデザイナー、フラワーデザイナー、グラフィックデザイナー、広告デザイナー、インダストリアルデザイナー、図案家、建築装飾図案家、陶磁器デザイナー、友禅図案家、レイアウト(広告・宣伝業)

仕事の概要

工業的製品、商業的製品、その他の物品又は環境などに関し、用途、材質、製作法、機能、美的要素などを考慮し、形状、模様、色彩、位置、照明などについて意匠を創作し、図上への設計、表現を行う専門的な仕事に従事する

者をいう。

事務関連従事者

301 ワープロ・オペレーター

○(含まれる職種) ワープロ・オペレーター

×(含まれない職種) 一般事務員、電子計算機オペレーター(303)

仕事の概要

ワードプロセッサを操作し、機械の文字変換機能や編集機能により、受け取った原稿に従って文書や図表を入力する業務に専ら従事する者をいう。

除外

主として秘書等他の仕事を業務としており、付随的にワードプロセッサを使用して、文書を入力する仕事に従事する者

302 キーパンチャー

○(含まれる職種) パンチ・オペレーター、穿孔員、検孔員

×(含まれない職種) 集団複写穿孔機操作員、計算穿孔機操作員、テープ穿孔タイプライター操作員

仕事の概要

主として、穿孔機又は穿孔検査機を操作し、伝票、調査票又は原書類等の必要事項をパンチカードに穿孔し、又は穿孔済カードを検査する仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、穿孔機又は検孔機の点検、整備の仕事に従事する者

303 電子計算機オペレーター

○(含まれる職種) 電子計算機操作員

仕事の概要

プログラマーより、プログラムやインプットデータを受け取り、与えられた操作手順書によって、電子計算機を操作し、アウトプットを作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

アウトプットを正しく作成するため、カードや磁気テープなどのデータを電子計算機に取り付け又は取りはずす仕事並びに各装置の操作、監視及び日常の管理の仕事を担当する。

販売関連従事者

401 百貨店店員

○(含まれる職種) 店員、販売員

×(含まれない職種) レジスター、事務員、配達人、集金人、
飲食店給仕従業者(505)

仕事の概要

百貨店において、商品を販売する仕事に直接従事する者をいう。

説明事項

百貨店とは、衣・食・住に関する各種の商品を販売する店(デパートメントストア、総合スーパー)であり、その店の従業員が常時 50 人以上のものをいう。

除外

- 1) 専ら、商品の宣伝販売の仕事に従事する者
- 2) 主として、売上伝票の作成、記帳等を行い、付随的に商品を販売する仕事に従事する者
- 3) 専ら、エレベーターの操縦に従事する者
- 4) 専ら、入口やエスカレーターそばで、客の応接、店内案内をする者

402 販売店員(401 百貨店店員を除く。)

○(含まれる職種) 店員、販売員

×(含まれない職種) レジスター、配達人、集金人、事務員、
外交員

仕事の概要

店舗において、商品を販売(卸売、小売を問わない。)する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、商品の配達、集金の仕事に従事する者
- 2) 主として、売上伝票の作成、記帳等を行い、付随的に商品を販売する仕事に従事する者
- 3) 専ら、商品の宣伝の仕事に従事する者
- 4) 専ら、店舗外において商品の仕入、販売の仕事に従事する者
- 5) 飲食店等で客の接待、食事運搬などのサービスの仕事に従事する者

403 スーパー店チェッカー

×(含まれない職種) スーパー店チェッカー以外の店員、スーパー店以外のチェッカー・レジスター

仕事の概要

スーパー店において、来客の買い上げた品物を点検し、品物の代金を金銭登録機に登録し、来客より現金等を受け取り、領収証を発行し、来客に対しつり銭を渡す仕事に従事する者をいう。

説明事項

スーパー店とは、包装され、値段が表示されている商品を店に備えつけられたバスケットなどにより、客が自分で取り集め、店又は売場の出口に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方式を採用している小売業をいう。

404 自動車外交販売員

○(含まれる職種) 自動車セールスマン

×(含まれない職種) 原動機付自転車セールスマン、特殊自動車セールスマン、二輪自動車セールスマン

仕事の概要

家庭、事業所等を訪問し、乗用車、貨物自動車等の自動車(新車、中古車を問わない。)の販売活動を行う者をいう。

説明事項

ここにいう自動車とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に定める普通自動車及び小型自動車のうち四輪自動車をいう。

除外

- 1) 専ら、原動機付自転車の外交販売に従事する者
- 2) 専ら、特殊自動車の外交販売に従事する者
- 3) 専ら、二輪自動車の外交販売に従事する者

405 家庭用品外交販売員

○(含まれる職種) 各種家庭用品のセールスマン及び外交販売員

×(含まれない職種) 販売店員(402)、自動車外交販売員(404)、証券外交販売員、保険外交員(406)

仕事の概要

家庭等を訪問し、書籍、新聞、ミシン、編機、ベッド、電気器具、化粧品等の家庭用品の販売の仕事に従事する者をいう。

説明事項

販売商品、見本、カタログ、商品目録を携行して、家庭等を訪問して、取扱商品の販売の仕事に従事する者をいう。時には販売商品の修理などのアフターサービスの仕事を行うこともある。

除外

- 1) 専ら、自動車及び証券の販売、保険の契約、勧誘を行う仕事に従事する者
- 2) 専ら、不動産の斡旋、仲介を行う仕事に従事する者
- 3) 酒店、クリーニング店などのいわゆる御用聞きの仕事に従事する者

406 保険外交員

○(含まれる職種) 保険外務員、保険勧誘員

×(含まれない職種) 集金人、代理人、外務員監督、外務員指導員

仕事の概要

生命、火災、海上、傷害、運送、その他の保険について保険会社又は保険代理店に所属して保険契約の募集の仕事に従事する者をいう。

除外

保険会社の委託を受け、保険契約の締結、保険料の収納の仕事に従事する者

サービス関連職業従事者

501 理容・美容師

○(含まれる職種) 理容師法又は美容師法による理容師・美容師

×(含まれない職種) 理容師又は美容師実地修練生(インターン)、理容又は美容補助者、美容相談員

仕事の概要

顧客の頭髮の刈り込み、顔そり等の方法によって容姿を整える仕事に従事する者、又は、パーマメント、結髪、化粧等により顧客の容姿を美しくする仕事に従事する者をいう。

説明事項

理容師法(昭和 22 年法律第 234 号)第 2 条に基づき、理容師試験に合格し、都道府県知事又は厚生労働大臣の免許を受けた者、若しくは、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)第 3 条に基づき美容師試験に合格し、都道府県知事又は厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

除外

専ら、顧客の美容に関する相談に応ずる者

502 洗たく工

○(含まれる職種) 洗浄工、乾燥工、しみ抜き工、アイロンかけ工、プレス工、検査工

×(含まれない職種) マーキング工、荷分工、分類工、包装工

仕事の概要

洗たく物を各種の洗たく機及び洗剤を用いて洗い、乾燥させるとともに、電気アイロン、蒸気アイロン、プレスマシン等を用いて、洗たくの済んだ品物のしわを伸ばし、型を直して折りたたむ仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) ランドリー及びドライクリーニングにおいて、各種の洗たく機及び洗剤を用いて洗たく物を洗い、糊付け、青味付け、酸浴、脱水、乾燥、しみ抜き等をする仕事に従事する者をいう。

る者をいう。

2) 洗たくの済んだ品物を洗い上り、破損の有無等を検査している者も含まれる。

除外

1) 専ら、洗たく物を洗たく方法別、色別に荷分けする仕事に従事する者

2) 専ら、仕上がった品物を包装し又は品質別、顧客別に分類する仕事に従事する者

503 調理士

○(含まれる職種) 調理師、料理人、板前、賄人、コック、キッチン、料理ベーカー、ストーブ前、焼方、煮方

×(含まれない職種) 立廻り(504)、洗い方(504)、釜(504)、仲番、炊飯、バーテンダー、パントリー(505)、栄養士(220)

仕事の概要

飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、旅客又は従業員の食事の献立作成、食物の調理に従事する者をいう。

説明事項

調理師法(昭和 33 年法律第 147 号)に定める調理師免許を有する者で、現実に調理師の業務に従事している者のほか、調理師の免許はないが、調理材料の下拵えをしたり、これを材料として煮物、蒸物、ねり物の仕込み又は仕上げをしたり、焼物や揚物を作ったりする者も含まれる。

除外

1) 専ら、焼方、煮方の間にあつて、材料の持ち廻りをして、仕込みや仕上げの手伝いをする者

2) 専ら、調理場において、整理などの雑仕事に従事している者

3) 専ら、食堂、厨房において、客に供するため調理された料理を保温、冷蔵、盛付けする仕事に従事している者

4) 専ら、酒類の調合の仕事に従事している者

504 調理士見習

○(含まれる職種) 下働き、立廻り、洗い方、釜、コック見習

×(含まれない職種) 調理士(503)、焼方(503)、煮方(503)、パントリー(505)、仲番

仕事の概要

飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) 専ら、調理士の指示により、焼方、煮方の間にあつて材料の持ち廻りをして、仕込み、仕上げの手伝いをする者をいう。

2) 調理材料の下拵えをし、冷蔵庫(室)、調理場全体の清掃に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、食堂、厨房において、客に供するため調理された料理を保温、冷蔵、盛付けする仕事に従事している者
- 2) 専ら、コーヒー、酒類、食器類の準備、出し入れ、点検及び保管の仕事に従事している者

505 給仕従事者

○(含まれる職種) 飲食店給仕従業者、旅館、ホテルの食堂給仕従業者、食堂ボーイ、パントリー、ウェイター、ウェイトレス、ドアボーイ、ベルボーイ、ページボーイ、旅館接待案内係、ルームボーイ、ルームメイド、接客給仕従業者、メードキャプテン、ページ

×(含まれない職種) フロント、カウンター、レジスター、客引き、雑役、娯楽場の接客員(506)、ダンサー、クローク、花嫁付、航空機客室乗務員(711)

仕事の概要

飲食店、喫茶店、旅館、ホテル等において、客の接待、身のまわりの用務、部屋の清掃、食卓の用意、食事の給仕などのサービスの仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、店内外の清掃、その他の雑務に従事する者
- 2) 専ら、客の案内所、所持品の保管の仕事に従事する者
- 3) 専ら、コーヒー、酒類、食器類の準備、出し入れ、点検及び保管の仕事に従事している者

506 娯楽接客員

○(含まれる職種) 出札係、改札係、案内人、場内整理員、場内アナウンサー、賞品渡人、レコード係員、販売係員、遊戯品貸出係員、ゴルフ場キャディ、各種遊戯用具の運転員

×(含まれない職種) ダンサー、事務員、レジスター、遊戯品整理員

仕事の概要

娯楽場において、接客の仕事に従事する者をいう。

説明事項

映画館、劇場、競輪場、競馬場、野球場、ボウリング場、パチンコ屋、遊園地等において、整理券、入場券の出札、改札、客の案内、場内の整理その他客に対するサービスの仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 主として、売上伝票の作成、記帳等を行い、付随的に接客の仕事に従事する者
- 2) 専ら、娯楽場の宣伝の仕事に従事する者
- 3) 専ら、展示品遊戯品の保管の仕事に従事する者
- 2) 専ら、場内の清掃の仕事に従事する者

保安関連職業従事者

601 警備員

○(含まれる職種) ガードマン、警備士、警務員

×(含まれない職種) 守衛(602)、用務員(864)

仕事の概要

他人の需要に応じ、事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等及び運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生、その他人の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止する仕事に従事する者をいう。

説明事項

警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づき、警備業の届出をし、認定された事業所に雇用されている者でなければならない。

除外

警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第14条第1項の規定に基づき、当該都道府県の区域内において、警備業務を継続して行う期間が、30日以内で、かつ、従事する警備員の人員が1日につき5人以内の警備業務に従事する警備員

602 守衛

○(含まれる職種) 門衛、見張番、監視人、巡視、夜警、倉庫番

×(含まれない職種) 警備員(601)、用務員(864)

仕事の概要

工場、事務所、その他の施設において、火災、事故、盗難、不法侵入、建造物破損の防止、物品の搬入、搬出の監視、その他財産の保護及び秩序維持の仕事に従事する者をいう。

説明事項

物品倉庫において、物品を保管し、これに伴う出納記録、伝票の作成等の簡単な事務を行う者も含む。

除外

主として、建物内外の清掃、物品の運搬等に従事し、付随的に諸設備の警備にあたる者

運輸・通信関連従事者

701 電車運転士

仕事の概要

路面又は鉄道線路上を走行する電車を運転する仕事に従事する者をいう。

説明事項

路面電車、鉄道線路上を走行する電車のすべてを含む。

除外

専ら、索道(例えばケーブルカー)を制動する仕事に従事する者

702 電車車掌

仕事の概要

路面又は鉄道線路上を走行する電車の運転、旅客、荷物の輸送及び車内秩序の保持に関する車掌の仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 路面電車、鉄道線路上を走行する電車のすべてを含む。
- 2) 客扱、荷扱の専務車掌の仕事に従事する者も含まれる。

除外

専ら、索道の車掌の仕事に従事する者

703 旅客掛

○(含まれる職種) 出札掛、改札掛

×(含まれない職種) 乗客掛

仕事の概要

乗車券、入場券の発売、検査、集札、旅客運賃料金の追徴、払戻し及びこれに付帯する一切の仕事に従事する者をいう。

704 自家用乗用自動車運転者

○(含まれる職種) 自家用普通乗用自動車運転者、自家用貨客自動車運転者

×(含まれない職種) 自家用乗合自動車運転者、自家用貨物自動車運転者(705)、営業用大型貨物自動車運転者(708)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

自家用の乗用自動車を運転して社員及び来客を送迎する仕事に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう乗用自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める普通自動車及び小型自動車のうち四輪自動車に該当する乗用自動車をいう。

除外

- 1) 専ら、荷物の運搬を主とする自動車の運転に従事する者
- 2) 専ら、軽自動車の運転に従事する者
- 3) 専ら、自動車の点検、調整、修理の仕事に従事する者

705 自家用貨物自動車運転者

○(含まれる職種) 自家用小型トラック運転者、自家用ミキサー自動車運転者

×(含まれない職種) 自家用乗用自動車運転者(704)、営業用大型貨物自動車運転者(708)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

自家用の普通・小型貨物自動車により、自家用の貨物、

原材料、半製品、製品等を輸送する自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める普通自動車及び小型自動車のうちの貨物自動車をいう。

除外

- 1) 専ら、乗用を主とする自動車の運転に従事する者
- 2) 専ら、軽自動車の運転に従事する者
- 3) 専ら、自動車の点検、調整、修理の仕事に従事する者

706 タクシー運転者

○(含まれる職種) 大型タクシー運転者、小型タクシー運転者、ハイヤー運転者

×(含まれない職種) 運転者助手、自動車技工

仕事の概要

営業用の乗用自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事するとともに、これに付帯する一切の仕事に従事する者をいう。

707 営業用バス運転者

○(含まれる職種) 一般乗合バス運転者、貸切バス運転者、遊覧バス運転者

×(含まれない職種) 自家用乗用自動車運転者(704)、トラック運転者、運転手助手

仕事の概要

営業用の一般乗合バス、貸切バス、遊覧バス等のバスの運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、事業所の自家用バスの運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者

708 営業用大型貨物自動車運転者

○(含まれる職種) 営業用大型四輪トラック運転者、営業用大型トレーラー運転者、営業用ダンプトラック運転者、営業用ミキサーカー運転者、営業用タンクローリー運転者

×(含まれない職種) 自家用乗用自動車運転者(704)、自家用貨物自動車運転者(705)、運転助手、営業用軽トレーラー運転者(709)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

営業用の大型及び大型特殊の貨物自動車の運転及びこれに伴う車体の点検、調整の作業に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に定める大型自動車及び大型特殊自動車のうちの貨物自動車をいう。

709 営業用普通・小型貨物自動車運転者

○(含まれる職種) 営業用普通四輪トラック運転者、営業用三輪自動車運転者、営業用軽トレーラー運転者

×(含まれない職種) 自家用乗用自動車運転者(704)、自家用貨物自動車運転者(705)、営業用大型貨物自動車運転者(708)

仕事の概要

営業用の普通、小型及び小型特殊の貨物自動車の運転及びこれに伴う車体の点検、調整の作業に従事する者をいう。時には貨物の積卸し及びこれに付帯する作業に従事することもある。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める普通自動車、小型自動車及び小型特殊自動車のうちの貨物自動車をいう。ただし、708 営業用大型貨物自動車運転者における貨物自動車に該当するものを除く。

710 航空機操縦士

○(含まれる職種) 航空運送事業の用に供する航空機の操縦士(機長)及び副操縦士

×(含まれない職種) 航空機使用事業のみに従事する操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、セカンドオフィサー

仕事の概要

航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に定める航空運送事業(他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業)用に供する航空機の操縦に従事する者をいう。

説明事項

航空法第28条別表の資格の欄に掲げる定期運送用操縦士(同法附則(平成6年法律第76号)第4条に規程する旧資格のうち、上級事業用操縦士を含む。)、事業用操縦士の技能を有し、航空法第2条第18項に定める航空運送事業(定期航空運送事業、不定期航空運送事業)の用に供する航空機の操縦に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、航空運送事業以外の用に供する航空機の操縦に従事する者
- 2) 航空法第34条第2項の操縦教育証明を受けた者で、専ら航空機の操縦教育を行っている者

711 航空機客室乗務員

○(含まれる職種) スチュワーデス、スチュワード、フライトアテンダント、パーサー

仕事の概要

航空機搭乗客員名簿によって人員を確かめ、座席の配

分を定め、機内備品、サービス用品等を準備し、飛行中に適宜マイクを通じて、航空機の速度、高度、位置、到着予定時間等を放送し、又は乗客の食事の世話をを行うなど、専ら機内で乗客に対して、安全快適な旅行が行えるよう配慮する仕事に従事する者をいう。

生産工程・労務関連作業者

801 製鋼工

○(含まれる職種) 平炉工、転炉工、精錬工、電気炉工、平炉炉前工、転炉炉前工、造塊工

×(含まれない職種) 製鉄工、製鉄工、高炉工、羽口夫

仕事の概要

平炉、電気炉、転炉等を用いて銑鉄、溶融銑鉄、鉄鋼屑等から鋼、特殊鋼を製造する仕事に従事する者をいう。

説明事項

平炉、電気炉、るつぼ炉等の燃料、媒溶剤、銑材等の投入、加熱、溶解、精錬、炉の操作、ガス弁切替え、試料採取、出鋼等の仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、起重機を運転し、材料、燃料を挿入する仕事に従事する者

802 非鉄金属精錬工

○(含まれる職種) 金精錬工、銀精錬工、銅精錬工、錫精錬工、亜鉛精錬工

×(含まれない職種) 非鉄金属挿入工、非鉄金属溶融工、非鉄金属鑄込工

仕事の概要

各種の炉を用いて鉱石から非鉄金属を製錬し、これを精錬する仕事に従事する者をいう。

説明事項

鉱石の粉碎、計量、運搬、炉の操作、その他非鉄金属の精錬及び精錬に伴う各種の仕事に従事する者をいう。

803 鑄物工

○(含まれる職種) 鑄物砂型工、鑄型工、モールドینگマシン工

×(含まれない職種) 溶解工、混砂工、ダイカスト工、中子工、合金鑄物工、非鉄金属鑄物工

仕事の概要

各種の機械構造物の部材及び器具装置等の鑄鉄系及び鑄鋼系の鑄物の鑄型を造り、湯を取鍋で鑄型に注湯する仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) モールドینگマシンを使用して鑄型を造る者も含まれ

る。

- 2) 時には、付随的に鑄込み及び鑄造品の仕上げの仕事に従事することもある。

除外

- 1) 専ら、合金鑄型、非鉄金属鑄型の造型に従事する者
- 2) 専ら、溶解の仕事に従事する者
- 3) 専ら、混砂の仕事に従事する者
- 4) 専ら、中子をつくる仕事に従事する者
- 5) ダイカストマシンの操作の仕事に従事する者
- 6) 専ら、鑄込み作業に従事する者
- 7) 専ら、鑄造品の仕上げ(砂落とし、鑄張り取り)や検査の仕事に従事する者

804 型鍛造工

○(含まれる職種) 火造りプレス工、熱間プレス工、冷間プレス工

×(含まれない職種) ぎょう鉄工

仕事の概要

鍛造機械及び鍛造工具を操作し、金属を金型に打ち込んで、鍛造加工する仕事に従事する者をいう。

説明事項

可鍛性金属の鑄塊をハンマー、プレスなどの圧力加工機械、工具及び金型を用いて成形する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、ぎょう鉄の仕事に従事する者
- 2) 専ら、加熱の仕事に従事する者

805 鉄鋼熱処理工

○(含まれる職種) 焼鈍工、焼戻工、焼入工、浸炭工、窒化工、調質工

×(含まれない職種) 非鉄金属熱処理工、金属加熱工、材料試験工

仕事の概要

鉄鋼材料の焼入れ、焼きもどし、焼きなまし、浸炭、窒化等の熱処理の操作の仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 時には、付随的に熱処理の前後処理の仕事に従事することもある。
- 2) 時には、付随的に各種試験、検査により鉄鋼材料及び製品の種類、組織、欠陥の判定に従事することもある。
- 3) 時には、付随的に火色による温度の判定、かたさ試験、ひずみ検査に従事することもある。
- 4) 時には、付随的に作業工程全般にわたるプログラムを作成することもある。

除外

- 1) 専ら、非鉄金属の熱処理操作の仕事に従事する者

- 2) 専ら、熱処理した製品を運搬する仕事に従事する者
- 3) 専ら、加熱炉の操作の仕事に従事する者
- 4) 専ら、試験、検査の仕事に従事する者

806 圧延伸張工

○(含まれる職種) 熱間圧延工、冷間圧延工、金属圧延工、鋼管引抜工

×(含まれない職種) 伸線工

仕事の概要

各種の圧延機を用いて、金属材料を各種の形に圧延する仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ロール機、ロールカムワルツ、冷間圧延機等により金属材料を板、条、竿、棒等に加工する者をいう。
- 2) 引板鋼管を製造する仕事に従事する者も含まれる。
- 3) 押出型材を製造する仕事に従事する者も含まれる。

除外

- 1) 専ら、線材を引く仕事に従事する者
- 2) 専ら、溶接、鍛接鋼管の製造に従事する者

807 金属検査工

○(含まれる職種) 磁気探傷工、寸法検査工、製品検査工、X線検査工、超音波探傷工、非破壊検査工

×(含まれない職種) 機械検査工(822)、時計検査工、写真機検査工、計器検査工

仕事の概要

各種計測機器、検査機を用いて金属材料及び金属製品の外ぼう、寸法、内部欠陥の有無等を検査する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 各種の試験機、器具を用いて金属材料の性質の測定及び組織の鑑定を行う仕事に従事する者
- 2) 機械又は機械部品の精度検査、性能検査の仕事に従事する者

808 一般化学工

○(含まれる職種) 酸アルカリ製造工、無機薬品製造工、硝化綿製造工、セルロイド製造工、塗料製造工、油脂製造工

×(含まれない職種) 高圧合成工、火薬工、電気化学工、ガス化学工、パルプ工、分析工(202)

仕事の概要

通常の化学反応による酸、アルカリ、無機薬品、硝化綿、塗料、油脂等の化学製品の製造の仕事に従事する者をいう。

809 化繊紡糸工

○(含まれる職種) 紡糸工(レーヨン、アセテート、ナイロン、ビニロン、ビニリデン繊維、塩化ビニール繊維、アクリル系繊維、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維等の紡糸工)

×(含まれない職種) 分析工(202)

仕事の概要

紡糸原液又は紡糸原料重合体より繊維を作る仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 紡糸原液を紡浴中に押し出し、化学反応又は物理化学的操作により繊維状固体としたり(湿式紡糸法)、紡糸原液を熱風中に押し出し、溶剤を蒸発させて繊維状固体としたり(乾式紡糸法)、紡糸原料重合体を大気中に押し出し、冷却して繊維状固体とし(熔融紡糸法)、これらの繊維状固体に張力を与えて糸とし、この糸を種類の荷姿として取り出す仕事をいう。
- 2) 繊維化のための調整及び紡糸器具の調整の仕事に従事する者も含まれる。

除外

専ら、仕事の過程において薬液、製品等の分析試験の仕事に従事する者

810 ガラス製品工

○(含まれる職種) ガラス器製造工、真空管ガラス工、ガラス切断工、ガラスすり合せ工、板ガラス製造工

×(含まれない職種) ガラス加工細工工、ガラス火切工、ガラスカット工、ガラス繊維工、ガラス銀引工、ガラス着色工、工芸ガラス製造工、光学ガラス製造工、ガラス装着工

仕事の概要

ガラス原料を調合、溶解し、板ガラス、日用品容器、電球、真空管、化学器具、医療器具等のガラス製品を製造する仕事に従事する者をいう。

説明事項

調合機によるガラス原料の調合、加熱炉、るつぼ、除冷炉による素地の製造及び冷却、プレス、切断機、研磨機等によるガラスの成形、加工の仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 長石、石灰石等ガラス原料からガラス素材を作る仕事に従事する者
- 2) ガラス製品のカット加工、グラビール加工等ガラス半製品の第三次加工、光学用レンズ、プリズム等の製造の仕事に従事する者

811 陶磁器工

○(含まれる職種) 陶磁器製造工、せともの製造工、タイル製造工、ろくろ成形工、陶磁器仕上げ工、陶磁器絵付工、陶磁器焼成工、絵付がま工、陶磁器画工

×(含まれない職種) れんが製造工、かわら製造工、こんろ製造工、土管製造工

仕事の概要

原料の調整、陶土の成形、施ゆう、焼成、絵付け、研磨等陶磁器の製造の仕事に従事する者をいう。

説明事項

陶磁器の原料を調整し、土練機で練り、ろくろ、プレス、押し出機等で成形し、付属品を付けて陶磁器の生素地をつくり、施ゆうし、生素地を陶磁器等で焼成し、素地製品に絵付けをし、絵窯で焼成し、研磨機を操作して研磨仕上げをする仕事に従事する者をいう。

812 旋盤工

○(含まれる職種) 数値制御式によらない旋盤工

×(含まれない職種) 数値制御式による旋盤工、旋盤以外の各種工作機械工

仕事の概要

数値制御によらない旋盤を操作し、金属材料に主としてバイトを使用し、外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切り、テーバ削り等をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、付随的にバイト、ドリル等の研磨、被削物のけ書き等の仕事に従事することもある。

813 フライス盤工

○(含まれる職種) 数値制御式によらないフライス盤工

×(含まれない職種) 数値制御式によるフライス盤工、フライス盤以外の各種工作機械工

仕事の概要

数値制御によらないフライス盤を操作し、金属材料に主としてフライスを使用し、平削り、みぞ削り、曲面削り、切断、歯切り等をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、付随的に被加工物のけ書き等の仕事に従事することもある。

814 金属プレス工

○(含まれる職種) 成形プレス工、絞出工、打板工

×(含まれない職種) けとばし工、火造りプレス工(804)、金型取付工、板金工(816)、製かん工(815)、マーク打ち工

仕事の概要

プレス、シャー等の機械を操作し、金属板、非金属板の折曲げ、打抜き、切断、絞り、押し出し、型打ち等の加工をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、プレス型の取付け等の仕事を行うこともある。

除外

- 1) けとばしプレス機を操作する仕事に従事する者
- 2) 専ら、熱間で加工する仕事に従事する者
- 3) 専ら、金型の取付けの仕事に従事する者
- 4) 専ら、手作業により金属板及び非金属板の打抜き、折曲げ、型打ち等の加工をする仕事に従事する者
- 5) 食かん、雑かん製造の一貫作業におけるプレス作業に従事する者
- 6) 専ら、せん断機械による金属板又は非金属板のせん断の仕事に従事する者

815 鉄工

- (含まれる職種) 製かん工、製かん鉄工、金属タンク製造工、ボイラー組立工、構造物鉄工、車両鉄工、鉄骨工
 ×(含まれない職種) びょう打工、板金工(816)、溶接工(820)、造船ぎょう鉄工

仕事の概要

金属板、鋼板、形鋼等の切断、曲げ、穴あけ、打出し、つば出し、リベット締め等の仕事に従事するとともに、現図、け書きの補助、ひずみ取り、組み立て等の仕事及び鉄塔、鉄柱、鉄橋、高層建築などの建設における鉄骨の建方相番、びょう打ち当盤及びびょう焼、鉄びょうなどの仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 製かん用機械の操作及び調整、製品検査等の仕事に従事する者も含まれる。
- 2) 鉄骨、橋梁、鉄塔等の構造物を製作する仕事に従事する者も含まれる。
- 3) 鉄道車両、自動車等の足まわり関係を製作する仕事に従事する者も含まれる。
- 4) 各種工作機械、産業機械等の鉄工構造物の製作に従事する者も含まれる。

除外

- 1) 専ら、リベット締めの仕事に従事する者
- 2) 専ら、薄板加工の仕事に従事する者
- 3) 専ら、現図作成の仕事に従事する者
- 4) 専ら、溶接組み立ての仕事に従事する者

816 板金工

- (含まれる職種) 薄板工、車体板金工、建築板金工
 ×(含まれない職種) 板金プレス工

仕事の概要

主として手作業により、鋼板、特殊鋼板、非鉄金属板等の薄金属板を切断、曲げ、打出し、びょう打ち、ろう付け、溶接等により、曲面のある一般容器、ダクト類、被覆物等の板金物に加工する仕事及び金属薄板による屋根ふきの仕事に従事するとともに、板金加工用工作機械の操作、調整、板金製品のひずみ取り、板金加工用ゲージ及び金型の製

作等も行う者をいう。

除外

- 1) 専ら、板金材料のびょう打ち、溶接の仕事に従事する者
- 2) 専ら、板金材料のせん断、プレス加工をする仕事に従事する者
- 3) 専ら、ろう付けの仕事に従事する者
- 4) 専ら、現図展開の仕事に従事する者

817 電気めっき工

○(含まれる職種) 電解めっき工

×(含まれない職種) ガラみがき工、バフみがき工、アルマイト工、浸漬めっき工、乾式めっき工

仕事の概要

各種の金属材料表面に、銅、ニッケル、クロム等の金属を電流の作用を利用して被覆する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、研磨、脱脂、酸洗、水洗等のめっきの準備工程、後処理工程の仕事に従事する者
- 2) 乾式、浸漬、被覆防錆等によりめっきを行う仕事に従事する者
- 3) 圧延による金属被覆の仕事に従事する者
- 4) 機械防錆、研磨つや出し、カバーかけ等の仕事に従事する者

818 バフ研磨工

○(含まれる職種) 金属バフ研磨工、可塑物バフ研磨工

仕事の概要

めっきの前処理として、バフ研磨機による金属製品及び非金属製品の研磨の仕事に従事する者をいう。

説明事項

加工目的に応じたバフの選定、バフ研磨機へのバフの取付け、バフ研磨機による研磨の仕事に従事する者をいう。

819 仕上工

○(含まれる職種) やすり工、ラッピング工、機械部品仕上工、金型仕上工、治工具仕上工

×(含まれない職種) 工作機械による機械仕上工、心出し工、わり出し工、け書き工

仕事の概要

主としてやすり、たがね、きさげ、リーマ、タップ等の手工具を使用して、金属材料の切削加工、すり合わせ、ラッピング、け書き、ねじ立て等を行い、ジグ、工具、機械部品等の仕上げ、組み立て、金型の製作の仕上げに従事する者をいう。

説明事項

機械装置の分解、組み立て、調整及び心出しの仕事を
行うこともある。

時には、付随的に簡単な工作機械を使用して、金属材料
の切削加工を行う仕事に従事することもある。

除外

- 1) 流れ作業方式による機械組み立てに従事する者
- 2) 専ら、工作機械を操作して仕上げをする仕事に従事する者
- 3) 専ら、たがねを用いて金属材料のはつり作業をする仕事に従事する者

820 溶接工

○(含まれる職種) 電気溶接工、ガス溶接工、スポット溶接工、バット溶接工、酸素溶接工、アセチレンガス切断工

×(含まれない職種) 軟ろう付け工、硬ろう付け工、火炎焼入れ工

仕事の概要

アセチレンガス発生器、アーク溶接機等を用いて金属を溶接、溶断する仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、材料の運搬、製品の整理の仕事に従事する者

821 機械組立工

○(含まれる職種) 農業用機械組立工、建設機械組立工、工作機械組立工、事務用機械組立工、家庭用機器組立工

×(含まれない職種) 電気機械器具組立工、輸送用機械組立工、計測機械組立工、理化学機械組立工、光学機械組立工、時計組立工

仕事の概要

流れ作業の工程中であって、各種機械の部品、組み立てられた部分品又は完成品を、手道具等を用いて組み立て、作成する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、鉄道車両、自動車用エンジン、航空機用エンジンの製造組み立てに従事する者
- 2) 電気機械器具の製造組み立てに従事する者
- 3) 氷を用いる冷蔵庫を組み立てる仕事に従事する者
- 4) 専ら、調整検査の仕事に従事する者

822 機械検査工

○(含まれる職種) 精密検査工、精密測定工、製品検査工

×(含まれない職種) 組立工

仕事の概要

生産現場の各工程における機械部品の精度測定及び検査、作動機構の精度の測定及び検査、恒温室における精密測定及び検査、品質管理等の仕事に従事する者をいう。

う。

説明事項

検査課所属の者で、専ら、生産現場に派遣されていて、検査の仕事を行う者も含まれる。

除外

- 1) 組み立て作業のかたわら、調整したり、検査したりする者
- 2) 専ら、品質管理のみに従事する者

823 機械修理工

○(含まれる職種) 機械分解修理工、機械整備工、重電機器修理工、内燃機関修理工

×(含まれない職種) 自動車整備工(830)、航空機整備工、ラジオ・テレビ修理工

仕事の概要

各種機械、機関器材の修理、整備の仕事に従事する者をいう。

説明事項

各種装置を使用して精度検査を行い、解体して、摩耗、破損した部品の修理、取り替えをし、再組み立ての上、調整を行い、所要性能が発揮できるようにする仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、金属部品の製造、切削加工に従事する者
- 2) 専ら、ラジオ・テレビの修理を行う者

824 重電機器組立工

○(含まれる職種) 電動機組立工、発電機組立工、モーター修理工、モーター捲線工、変圧器組立工、変圧器修理工、配電制御盤組立工、受電盤組立工、工場電気設備工

×(含まれない職種) 鉄心工、変圧器捲線工、板金溶接工、製かん工(815)、盤用器具組立工

仕事の概要

モーター、発電機等の回転機器の組み立て、捲線、変圧器その他の静止機器の組み立て、外装組み立て、配線、接続、すえ付け等の仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、製かん、板金、溶接、表面処理等の仕事に従事する者
- 2) 専ら、しゃ断器、断路器、開閉器等の製作、組み立ての仕事に従事する者
- 3) 専ら、計器、継電器、電磁接触器等盤用器具の製作、組み立ての仕事に従事する者
- 4) 専ら、制御装置の組み立ての仕事に従事する者
- 5) 専ら、鉄心積みの仕事に従事する者
- 6) 変圧器その他静止機器用の捲線製作の仕事に従事する者

825 通信機器組立工

○(含まれる職種) 有線・無線通信機器組立工

×(含まれない職種) 電気音響機械組立工、ラジオ・テレビ組立工、交通信号保安機組立工、音響信号組立工、警報機組立工、電池組立工、捲線工、トランジスター組立工、プリント配線工(827)

仕事の概要

通信機械器具の部品、組み立てられた部分品又は完成品を組み立て、作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

組み立てるかたわら、調整したり、検査したりする者も含まれる。

除外

- 1) 専ら、真空管の組み立て、加工の仕事に従事する者
- 2) 専ら、半導体素子の組み立て、加工の仕事に従事する者
- 3) 専ら、プリント配線の仕事に従事する者
- 4) 専ら、部品組立品又は総組立製品の検査を行う者
- 5) 専ら、部分品を運搬したり、管理したりする者
- 6) 専ら、製品を包装する者
- 7) 専ら、修理の仕事に従事する者

826 半導体チップ製造工

○(含まれる職種) 半導体チップ製造工

×(含まれない職種) 半導体ウェハ製造工、半導体ダイシング工、半導体組立工、半導体封止工、半導体外装処理工

仕事の概要

シリコンウェハに薄膜形成・不純物拡散・パターン形成を何回もくりかえし、シリコンウェハ上に多数の IC チップを作る作業工程(一般にウェハ工程又は前工程とよばれる)に従事する者をいう。

説明事項

ウェハの酸化、感光材塗布、露光・現像、エッチング、不純物注入、CVD による絶縁膜や導電体膜形成、プローブ検査等の業務に従事する者をいう。

除外

- 1) ディスクリット(トランジスター等の個別半導体)の製造に従事する者
- 2) 半導体集積回路の企画・設計に従事する者
- 3) 半導体組立工程(一般に後工程とよばれ、プローブ検査を終了したウェハをチップ毎に切断するダイシング工程に始まり、良品チップをリードフレームやパッケージの所定位置に接着するダイボンディング工程、IC チップ上のパッドとそれに隣接するリードフレームの端子との間を金属ワイヤで接続するワイヤボンディング工程、以下パッケージの上面に製造メーカーの印等を捺印するマーキング工程に至るまでの工程)に従事する者

827 プリント配線工

仕事の概要

半導体部品、電気回路部品、機構部品等をハンダ付け等でプリント配線基盤に取り付け、一つの回路機能をなすプリント配線盤ユニットを製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

付随的に製品の調整及び検査を行うこともある。

除外

- 1) 専ら、製品の検査を行う仕事に従事する者
- 2) プリント配線基盤そのものを作成する仕事に従事する者

828 軽電機器検査工

○(含まれる職種) 製品検査工、試運転工

×(含まれない職種) 組立工

仕事の概要

各種の軽電気機械器具の調整又は検査を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

部分品、半完成品及び完成品について、抜取り、調整、外観、内観、性能等の検査を行う仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、重電気機械器具の調整又は検査の仕事に従事する者
- 2) 専ら、品質管理の仕事に従事する者

829 自動車組立工

○(含まれる職種) 自動車製造工、組立ぎ装工、ボデーぎ装工

×(含まれない職種) 自動車部品組立工、特殊自動車組立工

仕事の概要

ねじ回し、スパナ、つち等の工具を用いて、大型トラック、バス、普通自動車、軽自動車等の組み立てられた各部品を車台に取り付け、完成車を組み立てる仕事に従事する者をいう。

除外

トレーラー、ブルドーザー等の特殊自動車の組み立ての仕事に従事する者

830 自動車整備工

○(含まれる職種) 自動車整備工、軽自動車整備工、自動車車体修理工、自動車修理サービス工、自動車エンジン修理工

×(含まれない職種) 建設機械整備工、農業機械整備工、自動車組立工(829)

仕事の概要

自動車(建設機械、農業機械を除く。)の機関、伝動装置、操向装置、電気装置その他の装置の部品を点検、分解、修理、調整する仕事に従事する者をいう。

説明事項

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく自動車整備士の免許を有している者であるか否かを問わない。

除外

製造工場での組み立て、修理の作業に従事する者

831 パン・洋生菓子製造工

○(含まれる職種) 製パン工、パン発酵工、粉ふるい工、パン成形工、洋生菓子仕込工、洋生菓子仕上工

×(含まれない職種) 焼菓子工、クラッカー製造工、ビスケット焼工、洋菓子工、包装工、和菓子製造工

仕事の概要

各種のパン原料、洋生菓子原料の計量配合、生地 of 成形、膨張発酵、焼成装飾等パン又は洋生菓子を製造する工程の仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) ビスケット、クッキー等の焼(洋)菓子の製造の仕事に従事する者
- 2) 専ら、製品を包装する仕事に従事する者
- 3) 和菓子の製造の仕事に従事する者

832 精紡工

○(含まれる職種) リング精紡工、キャップ精紡工、紡糸工

×(含まれない職種) 玉揚工

仕事の概要

粗紡の工程を終えた粗糸を精紡機によって所要番手の精糸にする仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 玉揚その他精紡機台持以外の者
- 2) 専ら、機械の注油等の保全、修理の仕事に従事する者

833 織布工

×(含まれない職種) 手織工、メリヤス編立工、整経工、捲かえし工、緯巻工、のりつけ工、経通工

仕事の概要

各種糸を材料とし、力織機を操作して布を織る仕事に従事する者をいう。

説明事項

織機台持の織布工をいう。

除外

- 1) 動力を用いない足踏手織機を操作して布を織る仕事に従事する者
- 2) 管糸及び総状態の糸を整経用ボビンに捲きかえる仕事

に従事する者

- 3) 多数のチーズ捲きから糸を引き出し、整理配列して織布、経糸を準備する仕事に従事する者
- 4) 算糸及び総状態、チーズ状態の糸を緯巻機により緯木管に捲きかえる仕事に従事する者
- 5) 専ら、糊付、経通その他織布の準備又は仕上げの仕事に従事する者

834 洋裁工

○(含まれる職種) 婦人服仕立工

×(含まれない職種) 洋服工、既製服縫製工

仕事の概要

ワンピース、ツーピース、イブニングドレス等の婦人用及び子供用の注文服の裁断、仮縫、縫製、仕上げの仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、デザインの仕事に従事する者
- 2) 専ら、既製服の縫製の仕事に従事する者
- 3) 紳士服の縫製の仕事に従事する者

835 ミシン縫製工

○(含まれる職種) たび縫工、ゴム靴縫付工、帽子ミシン工、衣服標準ミシン縫工、衣服特殊ミシン縫工

×(含まれない職種) ミシン工、製帆工、テント製造工、刺しゅう工

仕事の概要

動力ミシン、特殊ミシンによる縫製の作業に従事する者をいう。

説明事項

特殊ミシンとは、二本針ミシン、ボタン付ミシン、かんぬき縫いミシン、かがり縫いミシン、穴かがりミシン、すくい縫いミシン、千鳥縫いミシン、刺しゅうミシン、ヘリ縫いミシン等をいう。

除外

足踏みミシンによる縫製の仕事に従事する者

836 製材工

○(含まれる職種) 木取工、ハンドル工、分出し工、製材段取工、ひき割工、先取工、腹押工

×(含まれない職種) 原木切断工、向いびき工、手びき工、木工切断工、製材のこ機補助工(運台夫、分出し工)、すぞ切工、枕木製造工、のこ目立工

仕事の概要

一定寸法に切断された原木を各種の機械のこを用いて所定寸法に挽き割る仕事に従事する者をいう。

説明事項

機械のことは、帯のこ盤、丸のこ盤、つりのこ盤をいう。

除外

- 1) 手びきのこによる原木又は木材の切断の仕事に従事する者
- 2) 水中切断機による原木の切断の仕事に従事する者
- 3) 主として種々の木工用加工機械を用いて木材の切削加工の仕事に従事する者
- 4) 専ら、のこの目立ての仕事に従事する者

837 木型工

○(含まれる職種) 鋳物木型工、鋳物模型工、機械木型工、木型製作工、木型大工、鋳造木工、模型師、木型師

×(含まれない職種) 帽子木型工、木工、中子工、鋳鋼鋳物工、生型工、巻線木型工、木製品型造工、模型工

仕事の概要

鋳造品の製造過程において、鋳造用木型を設計図に従って現図を書き、材料の木材を所定寸法に木取りをし、かんな、のみ等の手工具及びかんな盤、昇降盤の木工機械を使用して加工、仕上げをし、木だぼ、木ねじ、にかわ等で組み立て、紙やすりでみがき、ワニス等で塗装する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、帽子製造用等の木型を作る者
- 2) 専ら、家具の部分品の型を製作する者
- 3) 専ら、船舶、船こく、船舶用機械、航空機等の木製模型の加工、仕上げに従事する者
- 4) 専ら、木型製作の部分的な工程に従事する者

838 家具工

○(含まれる職種) 指物職、家具職、洋家具製造工、家具木工、たんす製造職、本箱製造工、げた箱製造工、机製造工、木製テーブル製造工、木製いす製造職、木製寝台製造工、鏡台製造工、家具組立工、いす組立工

×(含まれない職種) いす張り工、いすシート張り工、内張り工、ベッド裝飾工

仕事の概要

乾燥している木材を所定寸法に木取りをし、かんな、のみ等の手工具及びかんな盤、昇降盤等の木工機械を使用して加工し、くぎ及び接着剤を用いて組み立て、仕上げをし、木製の机、いす、たんす等の家具を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

木製家具の木取り、加工、組み立て、仕上げ等の部分的な仕事のみに従事する者も含まれる。

除外

専ら、木材以外の材料を主材料とする家具の製作に従事する者(例えば金属家具工)

839 建具製造工

○(含まれる職種) 建具職、戸・障子製造職、ガラス戸製造職、雨戸製造職、建具木工、木取工、建具組立工、建具吊込工、ほぞ付穴あけ工、建具切込工

×(含まれない職種) ふすま骨製造職、塗装工(845)、金属建具工、表具工

仕事の概要

乾燥している木材を所定寸法に木取りをし、かんな、のみ等の手工具及びかんな盤、昇降盤等の木工機械を使用して加工し、くぎ及び接着剤を用いて組み立て、仕上げをし、木製の戸、障子、ふすま等の建具を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

木製建具の現場寸法を取り、木取り、加工、組み立て、仕上げ、建込み等の部分的な仕事のみに従事する者も含まれる。

除外

- 1) 専ら、木材以外の材料を主材料とする建具の製作に従事する者(例えば金属建具工)
- 2) 専ら、建具の取付け及び塗装を行う者
- 3) 専ら、建具の表装を行う者

840 製紙工

○(含まれる職種) 調成工、抄紙工、精砕工、パルパー工、ニーダー工、調薬工、漂白工、水洗工、製紙光沢工、製紙目方工

×(含まれない職種) 油紙製造工、転写紙製造工、硬紙製造工

仕事の概要

製紙装置による洋紙又は和紙の製造の仕事(紙くずを紙料に還元する仕事を含む。)に従事する者をいう。

説明事項

原料パルプを事前処理する調成の工程、調成の終わった原料パルプから紙をつくる抄紙の工程及び仕上げの工程の仕事に従事する者並びに紙くずを紙料に還元する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 紙を加工して第2次紙製品を製造する仕事に従事する者
- 2) 手すきによる製紙の仕事に従事する者

841 紙器工

○(含まれる職種) 紙箱製造工、紙サックマシン工、紙管筒製造工、紙箱裏打ち工、みぞ切り工、紙器検査工

×(含まれない職種) 紙袋製造工、紙ひも製造工、水引結紙折職、紙製造花工、紙機械だち工、紙箱手造り工

仕事の概要

紙器製造用機械を操作して又は手で、ボール紙その他紙製容器の原紙の裁断、みぞ切り、組み合せ、のりづけ、組み立て、つや出し、模様紙・商標のはり付けを行うなど、紙製容器の製造の仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 紙袋の製造の仕事に従事する者
- 2) 紙器の印刷の仕事に従事する者

842 プロセス製版工

○(含まれる職種) 製版工、写真工、撮影工、マスク工、色分解工、網どり工、現像工、焼付工、ホイラー工、腐食工、ゴム止め工

×(含まれない職種) 修整工、校正刷工、電子製版工、印刷工

仕事の概要

マスクング、色分解、網かけ撮影等の写真を撮影現像し、これを亜鉛板、アルミ板等の金属板に写真原版を焼き付け、多色写真平版印刷用の版を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 割付台紙作成、感光液塗布、焼き付け、現像、染色、腐食、ゴム止め、感脂化处理、膜はがし等の工程に従事する者はすべて含まれる。
- 2) 植版機(コンポーター)を操作する者も含まれる。

除外

- 1) 印刷に従事する者
- 2) 電子製版機(バリオクリッシュグラフ等)の操作に従事する者
- 3) 専ら、修整(レタッチ)、はりこみ等の仕事に従事する者
- 4) 専ら、校正刷の仕事に従事する者
- 5) 専ら、単色平版用の製版(色分解を伴わない)の仕事に従事する者

843 オフセット印刷工

×(含まれない職種) グラビア印刷工、写真工(842)、製版工(842)

仕事の概要

亜鉛板、アルミ板等の金属板に印刷しようとする文字や図を焼き付けた版をオフセット印刷機に取り付け、運転、紙差し、紙取り等を行う仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、金属、布に印刷する仕事に従事する者
- 2) 印刷用の版を製作する仕事に従事する者

844 合成樹脂製品成形工

○(含まれる職種) セルロイド整形工、ベークライト成形工、可塑性冷間成型工、射出成形工、可塑性プレス成形工、

可塑性押出工

×(含まれない職種) 可塑性研磨工、プラスチック袋製造工、セルロイド圧延工、合成樹脂ライニング工、可塑性製品仕上げ工

仕事の概要

素材の合成樹脂を合成樹脂製品成形機を用いて成形する仕事に従事する者をいう。

説明事項

素材の合成樹脂を注型成形、圧縮成形、押し出し成形、射出成形、イフレーション成形、吹き込み成形、積層成形によって成形する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 板、棒などに成形したものの切断、せん断、打ち抜き、せん孔、バフ加工、曲げ加工、接合加工等の二次成形の仕事に従事する者
- 2) カレンダー加工、ライニング加工の仕事に従事する者

845 金属・建築塗装工

○(含まれる職種) 船体塗装工、金属製がん具塗り工、自動車塗装工、金属製品吹付塗装工、鉄道車両塗装工、建築塗装工

×(含まれない職種) ワニス塗装工、看板下塗工、ジャンボづけ工、電線塗装工

仕事の概要

金属面の素地こしらえ(脱脂、さび溶し、化成皮膜処理等)、パテ付け、とぎ等を行い、調合した塗料を噴霧塗装機又ははけを用いて塗装し、みがき等による塗装面の仕上げに従事する者又は建築物の塗装の仕事に従事する者をいう。

説明事項

車両、船舶、航空機、機械、設備、家具、建具、がん具その他各種製品の金属部の塗装の作業で、素地こしらえ、パテ付け、調色、塗り、仕上げのすべての作業のできる者又は建築物の塗装を行う者をいう。

除外

- 1) 金属面の塗装の仕事に従事している者であっても、専ら、素地こしらえ、パテ付け、とぎ、塗料の調合、塗装、塗装面のみがき等の部分的な工程に従事している者
- 2) 建築物の塗装の仕事に従事している者であっても、下準備である材料の運搬、足場の組立て、さび落とし、洗浄の作業に従事する者
- 3) 専ら、乾燥又は焼付けの仕事に従事する者
- 4) 専ら、広告板等の金属部の塗装を行う者
- 5) 専ら、家具、建具等の木部の塗装の仕事に従事する者

846 機械製図工

○(含まれる職種) 製図工

×(含まれない職種) 写図工、電気製図工、土木製図工、建築製図工、造船製図工

仕事の概要

製図道具を用い、機械の本体及び構造部品の写図、部品図の作成、組立図の作成、見取図の作成、類似設計等の仕事に従事する者をいう。

説明事項

機械製図工は、設計技術者の補佐的職務を行う者で、時には部品図による材料取り及び重量見積りの仕事に従事することもある。

除外

- 1) 専ら、写図の仕事に従事する者
- 2) 専ら、機械製図以外の製図に従事する者

847 ボイラー工

○(含まれる職種) ボイラーマン、汽かん士、ボイラー技士

×(含まれない職種) ボイラー整備士、ボイラー技士見習

仕事の概要

ボイラー及びボイラー付属装置の運転及び保守の仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)に基づき、ボイラー技士の免許を受けた者でなければ、一定規模以上のボイラーを取扱うことはできない。
- 2) ボイラーの分解、清浄、手入れの仕事をすることもある。

除外

専ら、ボイラーの整備の仕事に従事する者

848 クレーン運転工

○(含まれる職種) クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士

×(含まれない職種) 玉掛け作業員(850)、ウインチ運転士、エレベーター運転手

仕事の概要

クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の運転及び保守の仕事に従事する者をいう。

説明事項

クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置は、それぞれクレーン等安全規則(昭和 47 年労働省令第 34 号)及び労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)に基づき、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者でなければ運転できない。

除外

- 1) クレーン等に付属しないウインチの運転の仕事に従事する者

2) 玉掛けの仕事のみに従事する者

849 建設機械運転工

○(含まれる職種) 重機械運転工、機械運転工、特殊機械運転工、捲堀工

×(含まれない職種) 普通貨物自動車運転者(705、709)、ダンプトラック運転者(708)、機関車運搬工、機械整備工(823)、削岩工、クレーン運転工(848)

仕事の概要

重機械(パワーショベル、ドラグショベル、ジャンボ、ブルドーザー等)、一般機械(フォークリフト、エレベーター、ウインチ等)の建設機械を運転して、掘削、積込み、運搬などをした仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、機械の監視、誘導、修理などの仕事に従事する者
- 2) 専ら、建物の取り壊し、足場の架設及び除去の仕事に従事する者

850 玉掛け作業員

○(含まれる職種) 玉掛工、スリング掛工

×(含まれない職種) クレーン運転工(848)

仕事の概要

荷の積みおろし、移動のため、クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置のフックに各種荷物を引掛け、クレーン等の運転者に積みおろしの合図を送る仕事に従事する者をいう。

説明事項

玉掛けの作業は、クレーン等安全規則(昭和 47 年労働省令第 34 号)に基づき、都道府県労働局長に当該業務に係る免許を受けた者又は登録を受けた者が行う「玉掛け技能研修」、若しくは、職業能力開発促進法に基づく「玉掛け科の訓練」を修了した者、又は、その他厚生労働大臣が定める者でなければ行うことはできない。

除外

クレーン等の運転者に荷物の積みおろしの合図を送る仕事のみに従事する者

851 発電・変電工

○(含まれる職種) 火力・水力・原子力発電員、送電員、発電機運転員、火力・水力・原子力発電保守員、変電員、変電保守員、配電盤工

×(含まれない職種) 配電設備保守員、水門操作員、給水ポンプ作業員

仕事の概要

発電所、変電所、電気動力室において発電、変電、配電装置の操作、監視、点検、保守の仕事に従事する者を

いう。

除外

- 1) 専ら、送電線、配電線の架設、修理、巡回、点検などの保守の仕事に従事する者
- 2) 専ら、水路作業、ポンプ復水器等の補機、温水装置の起動、運転、停止の作業及び汽かん作業に従事する者

852 電気工

○(含まれる職種) 電工、電路工、ケーブル接続工、内線工、外線工、高圧線工、配線工

×(含まれない職種) 電気技術者、電気機械運転工、電気雑役工、電気土工

仕事の概要

屋根の配線又は電気炉、電気照明設備その他の電気通信機械器具の配線、保全の仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、電気機械、電気装置、電気器具などの配線、組み立て、運転、操作又は修理の仕事に従事する者
- 2) 電柱、高圧線などの鉄柱、鉄塔の設置の仕事に従事する者

853 掘削・発破工

○(含まれる職種) 削岩工、掘進員、手掘員

×(含まれない職種) 支柱員、坑内運搬員

仕事の概要

坑内又は坑外において、削岩機を用いる仕事又はダイナマイト等火薬による発破作業によって、岩石を破砕し、掘進する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 火薬の受渡しの作業又は破砕された岩石を坑外に搬出する仕事に従事する者
- 2) 坑内保安のための支柱の組立て又は軌道、索道の敷設、動力車の運転などの仕事に従事する者

854 型枠大工

○(含まれる職種) 型枠工、金属枠取付工

仕事の概要

木製又は金属製の型枠を用い、コンクリート型枠の組立て、取付け及び除去をする仕事に従事する者をいう。

855 とび工

○(含まれる職種) 杭打ち工、構造物解体工、家屋曳方工

仕事の概要

高所における下記の仕事及びそれに類似する作業に従事する者をいう。

- 1) 鉄筋コンクリート建築及び橋梁建設などにおける足場

の組立て、解体及び杭打ちの仕事

- 2) 木造建築における足場、柱の組立て、棟上げの作業又は建造物の移動、解体の仕事
- 3) 架設エレベーター、杭打機、巻き上げ等建設用機械の組立て、据え付けの仕事(時にはウインチ等簡単な機械の操作を行うこともある。)

856 鉄筋工

○(含まれる職種) 鉄筋切断工、鉄筋組立工、鉄筋成型工

仕事の概要

鉄筋の下ごしらえ、組立て(螺線などの組立て、結束)及び加工(鋸、ガスなどによる鉄筋の切断、屈曲、成型)などの仕事に従事する者をいう。

除外

鉄筋の組み合わせ部分の溶接、鉄筋の運搬、整理の仕事に従事する者

857 大工

○(含まれる職種) 建築大工、堂宮大工、数寄屋大工、造作大工

×(含まれない職種) 船大工、車大工、建具大工、大工見習、型枠大工(854)

仕事の概要

家屋、橋梁などの築造、屋内における造作などをする仕事に従事する者をいう。

858 左官

○(含まれる職種) 真壁塗工、モルタル工、プaster塗工、漆喰塗工、人造石塗工、調剤練工、モルタル防水工

×(含まれない職種) アスファルト防水工、タイル張工、れんが積工、コンクリート作業員

仕事の概要

土、モルタル、プaster、漆喰、人造石などの壁材料を用いて、壁塗りなどをする仕事に従事する者をいう。

除外

材料の運搬の作業のみに従事する者又はタイル張り、れんが積み、はり石などにおける目地塗りの仕事に従事する者

859 配管工

○(含まれる職種) 給排水衛生工、冷暖房工

×(含まれない職種) 土管・コンクリート管敷設作業

仕事の概要

建物における給排水、冷暖房、給汽給湯、換気などの設備工事に関する配管及び金属・非金属管の加工、装着などの仕事に従事する者をいう。

除外

各種の管の埋設のための土砂の掘削の仕事及び溶接、溶断の仕事のみに従事する者

860 はつり工

○(含まれる職種) こわし工

仕事の概要

コンクリート、れんが等構築物の表面のはつり取り、床、壁の穴あけ及びコンクリート壊しの仕事に従事する者をいう。

除外

石積み作業に伴う石の加工、成型の仕事に従事する者

861 土工

○(含まれる職種) 掘削土工、根切り土工、埋設土工、コンクリート工、ミキサー工

×(含まれない職種) コンクリート製品製造工、コンクリートミキサー運転工

仕事の概要

建設現場又は土木工事現場において、ある程度の技能を要し土砂の掘削、根切り、運搬の作業及び手又は機械によるコンクリート打ちの作業等高度の肉体労働に従事する者をいう。

除外

技能を必要としない土砂の運搬又は簡単な整地作業のみに従事する者及び練混された生コンクリートを運搬車で運搬する作業又は型枠の組立て、除去の作業のみに従事する者

862 港湾荷役作業員

○(含まれる職種) 船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、上屋作業員

×(含まれない職種) フォークリフト運転者、ウインチ運転工

仕事の概要

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み、若しくは取卸しの仕事、上屋などの荷さばき場への搬入、搬出、若しくは荷さばきの仕事に従事する者、又はふ頭、倉庫、トラック、貨車などの間で貨物の運搬、積み卸しの仕事

に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、フォークリフトの運転、ウインチの運転に従事する者
- 2) 専ら、貨物の保管の仕事に従事する者

863 ビル清掃員

○(含まれる職種) 床掃除人、内壁掃除人、床洗浄人、階段みがき人

×(含まれない職種) ガラス掃除人、窓ガラスふき作業員、煙突掃除人、ビル外装清掃員

仕事の概要

事務所、ビル、その他建物の床、内壁等の清掃に従事する者をいう。

説明事項

建物内で、ほうき、はたき、電気掃除機などを使ってゴミをとり、洗剤をブラシやぬれ雑きん(モップ等)につけて床や内壁を洗い、よごれを落とし、ワックス、樹脂等をつけてクリーナーでみがく仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、ガラス掃除に従事する者
- 2) 専ら、外壁の掃除に従事する者
- 3) 専ら、煙突の掃除に従事する者

864 用務員

○(含まれる職種) 雑役夫

×(含まれない職種) 守衛(602)、給仕従事者(505)、秘書、運搬夫、受付、ビル清掃員(863)

仕事の概要

事業所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、守衛、給仕従業者、秘書、運搬夫、受付等の一定の仕事に従事する者
- 2) 専ら、掃除だけに従事する者

資料4 満年齢・勤続年数早見表

(令和元年6月30日現在)

誕生又は入社 の年		年齢又は勤続年数		誕生又は入社 の年		年齢又は勤続年数	
		誕生月又は入社月が				誕生月又は入社月が	
西暦	和暦	1～6月	7～12月	西暦	和暦	1～6月	7～12月
		歳・年	歳・年			歳・年	歳・年
2019年	令和元年	0	-	1980年	昭和55年	39	38
2019年	平成31年	0	-	1979年	昭和54年	40	39
2018年	平成30年	1	0	1978年	昭和53年	41	40
2017年	平成29年	2	1	1977年	昭和52年	42	41
2016年	平成28年	3	2	1976年	昭和51年	43	42
2015年	平成27年	4	3	1975年	昭和50年	44	43
2014年	平成26年	5	4	1974年	昭和49年	45	44
2013年	平成25年	6	5	1973年	昭和48年	46	45
2012年	平成24年	7	6	1972年	昭和47年	47	46
2011年	平成23年	8	7	1971年	昭和46年	48	47
2010年	平成22年	9	8	1970年	昭和45年	49	48
2009年	平成21年	10	9	1969年	昭和44年	50	49
2008年	平成20年	11	10	1968年	昭和43年	51	50
2007年	平成19年	12	11	1967年	昭和42年	52	51
2006年	平成18年	13	12	1966年	昭和41年	53	52
2005年	平成17年	14	13	1965年	昭和40年	54	53
2004年	平成16年	15	14	1964年	昭和39年	55	54
2003年	平成15年	16	15	1963年	昭和38年	56	55
2002年	平成14年	17	16	1962年	昭和37年	57	56
2001年	平成13年	18	17	1961年	昭和36年	58	57
2000年	平成12年	19	18	1960年	昭和35年	59	58
1999年	平成11年	20	19	1959年	昭和34年	60	59
1998年	平成10年	21	20	1958年	昭和33年	61	60
1997年	平成9年	22	21	1957年	昭和32年	62	61
1996年	平成8年	23	22	1956年	昭和31年	63	62
1995年	平成7年	24	23	1955年	昭和30年	64	63
1994年	平成6年	25	24	1954年	昭和29年	65	64
1993年	平成5年	26	25	1953年	昭和28年	66	65
1992年	平成4年	27	26	1952年	昭和27年	67	66
1991年	平成3年	28	27	1951年	昭和26年	68	67
1990年	平成2年	29	28	1950年	昭和25年	69	68
1989年	平成元年	30	29	1949年	昭和24年	70	69
1989年	昭和64年	30	29	1948年	昭和23年	71	70
1988年	昭和63年	31	30	1947年	昭和22年	72	71
1987年	昭和62年	32	31	1946年	昭和21年	73	72
1986年	昭和61年	33	32	1945年	昭和20年	74	73
1985年	昭和60年	34	33	1944年	昭和19年	75	74
1984年	昭和59年	35	34	1943年	昭和18年	76	75
1983年	昭和58年	36	35	1942年	昭和17年	77	76
1982年	昭和57年	37	36	1941年	昭和16年	78	77
1981年	昭和56年	38	37	1940年	昭和15年	79	78
				1939年	昭和14年	80	79

注) 法令上、7月1日生まれの人は、7月1日ではなく6月30日に満年齢がひとつ上がりますが、簡易に回答するために、この表のとおり満年齢が上がっていないものとして記入して差し支えありません。

5

各種資料
満年齢・勤続年数早見表

6 よくある質問・関係法令

調査全般について

賃金構造基本統計調査とはどのような調査ですか。

主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などといった労働者の属性別にみたわが国の賃金の実態を、事業所の属する地域(都道府県)、産業、企業規模別に明らかにするため、国の最も重要な統計の一つとして法律(統計法)に基づく「基幹統計」に指定され、毎年実施しています。

調査結果はどのように利用されていますか。

調査結果は民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定、労災保険の年金額算定の資料として、また、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されています。

調査の対象となる事業所はどのようにして選ばれるのですか。

全国の常用労働者 5 人以上の民営事業所及び 10 人以上の公営事業所から毎年無作為に選んでいます。選定作業は、総務省が実施する「経済センサス」の調査結果から、コンピューターにより都道府県ごとに産業の種類・事業所規模ごとに区分し並べかえ、必要な調査対象数が自動的に選ばれます。

選定作業の際、事業所はそれぞれの番号で処理され、事業所名・事業所所在地等は担当者にも分からないようになっていきますので、恣意的に選ぶことはありません。

事業所の常用労働者数が少ない場合は、調査対象にはならないのですか。

6 月 30 日現在の常用労働者数が 4 人以下の事業所は調査の対象となりません。

また、5 人以上でも、事業所の常用労働者数 9 人以下の場合で、他に複数の事業所があるなど、

企業全体で 10 人以上となる場合も調査の対象となりません。

上記に該当する場合は、お手数ですが、調査票の提出先(水色の封筒の表面に記載)となっている各都道府県の労働局又は労働基準監督署までご連絡をお願いします。

調査に答える義務はあるのですか。

本調査は、統計法第 2 条第 4 項に規定する「基幹統計」に指定されています。そして、同法第 13 条では、国の重要な統計調査である基幹統計調査について、「個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる」と規定し、調査項目に回答する義務(報告義務)が定められています。

また、同法第 61 条では、「報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体」に対して、「50 万円以下の罰金に処する」と規定し、回答を拒んだり虚偽の回答をした場合の罰則も定められています。

回答内容の秘密は守られますか。

本調査は、統計法に基づき実施します。調査従事者には、調査で知り得た情報を他に漏らしてはならない守秘義務(同法第 41 条)が課せられており、調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則(同法第 59 条「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」)も定められています。

調査で知り得た情報が税金徴収や監督指導など、統計以外の目的で利用されることはありません。

また、調査で集められた情報は、集計後は事業所や個人を識別できない形で利用されます。

調査には個人情報保護法が適用されないのですか。

統計法に基づいて行われる統計調査で集められる個人情報、次の理由から個人情報保護法が適用されないことになっています。

- 統計調査により集められた個人情報、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用・提供されること。
- 統計法では、統計以外の目的での調査票の使用

が禁止されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されていること。

調査の対象となる労働者について

労働者には事業所に6月30日現在いる者すべてが該当しますか。

6月30日現在で貴事業所に雇われている労働者が該当しますが取締役、理事、事業主等で役員報酬が支払われている者、無報酬の家族従業者、海外勤務者、派遣された労働者（直接雇用関係のない者）、船員は含まれません。

ただし、通常の労働者と同様に給与を支給されている役員や家族従業者については労働者に含まれます。

参考：5 ページ「労働者として数えない者」

派遣労働者や出向中の労働者は、どう扱えばよいですか。

貴事業所から他事業所に派遣している者や出向している者のうち、給与を支払っている者は労働者に該当します。

他事業所から貴事業所に派遣されている者や出向してきている者のうち、貴事業所で給与を支払っていない者は労働者に該当しません。

参考：5 ページ「労働者として数えない者」

常用労働者、臨時労働者とはどのような労働者ですか。

常用労働者は「期間を定めずに雇われている労働者」、又は「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」をいいます。

正社員・正職員だけのことではなく、常時雇われている者という意味ですので、ごく短期間勤める人でなければ、大抵は常用労働者に含まれます。

臨時労働者は「日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者」が該当します。

呼称がパート・アルバイトの者であっても、1か月以上の期間を定めて雇用されている者は、臨時労働者ではなく常用労働者に含まれます。

参考：5 ページ「常用労働者と臨時労働者の区分」

育休、産休、病休、休職等により出勤していない労働者は調査の対象となりますか。

雇用関係がある場合は調査の対象となる労働者に含まれます。

ただし、抽出率が1/1以外の場合は、代わりに隣り合う番号の労働者を抽出・記入してください。

参考：9 ページ「無作為（ランダム）な選び方の具体例」

関係法令（抜粋）

統計法（平成 19 年法律第 53 号）

（定義）

第二条（前略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一及び二（略）

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

（後略）

（基本理念）

第三条（前略）

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

（後略）

（統計調査員）

第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるときは、必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（後略）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、（後略）

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長（中略）は、この法律（中略）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（後略）

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

二～六（略）

（罰則）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三（略）

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四（略）

調査票へのご記入ありがとうございます

- 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。(16 頁参照)

回答内容に不明な点があった場合、お電話にてお尋ねすることがあります。

- 令和元年賃金構造基本統計調査の結果は、令和元年 11 月に初任給の状況について、令和 2 年 3 月に全体の状況について公表する予定です。

これまでの調査結果はインターネット上でご覧になることができ、個別の統計表を Excel 形式でダウンロードして利用することもできます。

過去の調査結果（厚生労働省 HP）

賃金構造基本統計調査 | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 賃金構造基本統計調査

賃金構造基本統計調査

調査の概要

- 調査の目的
- 調査の沿革
- 調査の根拠法令
- 調査の対象
- 抽出方法
- 調査事項
- 調査票
- 調査の時期
- 調査の方法

調査の結果

- 結果の概要
- 用語の解説
- 集計・推計方法
- 利用上の注意
- 正誤情報
- 統計表一覧(政府統計の総合窓口 e-Stat ホームページへ移動します)
- 利活用事例

統計情報・白書

- 各種統計調査
 - ▶ 統計調査実施のお知らせ
 - ▶ 最近公表の統計資料
 - ▶ 厚生労働統計一覧
 - ▶ 統計要覧一覧
 - ▶ 統計情報をご利用の方へ
 - ▶ 統計について学ぼう
 - ▶ 統計関連サイトリンク
- 白書・年次報告書

オーダーメイド集計
・匿名データ提供

個別の統計表は、同ページ

調査の結果 > [統計表一覧\(政府統計の総合窓口 e-Stat ホームページへ移動します\)](#) からリンクしています。